

# 生駒市人権施策に関する 基本計画（第2次）

2019（平成31）年3月

生 駒 市

## はじめに



1948年に国際連合で「世界人権宣言」が採択されて以降、世界では、全人類の幸福の実現に向けて、人権確立に向けた様々な取り組みが実施されてまいりました。

わが国においても、「人種差別撤廃条約」をはじめとする人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿った各種施策が進められてきました。

生駒市では、「生駒市人権擁護に関する条例」や「生駒市総合計画」に基づいた人権尊重のまちづくりの推進を市政の主要な柱とし、2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を、また、2005（平成17）年には「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、諸施策を展開してまいりました。

しかし、近年においては、犯罪被害者とその家族、インターネット等による人権侵害、LGBTなどの性的少数者に関する問題など新たな課題への緊急な対応が求められています。

そこで、これまでの施策をさらに進化させるとともに、新たな課題に対応するために、「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」を策定することといたしました。

本計画の策定にあたり、慎重なご審議を経て計画案を取りまとめていただきました人権施策審議会委員のみなさまや、人権に関する市民意識調査のアンケートにご回答いただきました市民のみなさまに心からお礼を申し上げます。

今後は、本計画を新たな出発点として、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいりますので、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

生駒市長 小紫 雅史

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 基本的な考え方.....                | 1  |
| 1 基本計画策定の背景及び動向.....            | 1  |
| 2 人権施策に関する取組状況.....             | 2  |
| 3 現状と課題.....                    | 3  |
| 4 基本理念.....                     | 4  |
| 5 基本計画の期間.....                  | 5  |
| 6 基本計画の方針.....                  | 5  |
| 7 計画の体系.....                    | 6  |
| 第2章 人権施策の推進方向.....              | 7  |
| 1 人権教育・啓発の推進.....               | 7  |
| 2 相談・支援の充実.....                 | 21 |
| 3 NPO・ボランティア活動への支援.....         | 25 |
| 第3章 分野別人権施策の推進.....             | 29 |
| 1 女性.....                       | 29 |
| 2 子ども.....                      | 34 |
| 3 高齢者.....                      | 40 |
| 4 障がい者.....                     | 44 |
| 5 同和問題.....                     | 48 |
| 6 在日外国人.....                    | 53 |
| 7 犯罪被害者とその家族.....               | 57 |
| 8 インターネット等による人権侵害.....          | 60 |
| 9 LGBTなどの性的少数者.....             | 63 |
| 10 さまざまな人権問題.....               | 66 |
| 第4章 基本計画の推進.....                | 67 |
| 1 推進体制.....                     | 67 |
| 2 関係機関・団体との連携.....              | 67 |
| 3 第2次計画の進行管理と検証.....            | 67 |
| 生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価指標.....    | 68 |
| 資料編.....                        | 70 |
| 1 生駒市人権施策審議会委員名簿.....           | 70 |
| 2 用語解説.....                     | 71 |
| 3 関係法令等.....                    | 77 |
| 4 人権に関わる相談窓口一覧.....             | 99 |
| 注) 文中の[番号]は用語解説(71頁～76頁)の用語番号です |    |



# 基本的な考え方

## 1 基本計画策定の背景及び動向

2005（平成17）年に「生駒市人権施策に関する基本計画」が策定されてから10年以上が経過しました。

この間も、国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。

このような状況を踏まえ、国においては2005（平成17）年10月に「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が制定され、続いて2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）<sup>[16]</sup>、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）<sup>[34]</sup>、同年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）<sup>[31]</sup>が施行されました。

奈良県においては、2015（平成27）年3月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」など人権に係る条例の制定、関連計画の策定などが進められました。

また、生駒市においても、2008（平成20）年2月「生駒市男女共同参画都市宣言」を、同年4月「生駒市男女共同参画推進条例」を制定するなど人権問題に係る取組を進めてきました。

これらの取組が進む一方で、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など過去からある人権問題は未だなくならず、また新たな人権問題も発生してきています。

2018（平成30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、市民の中に人権意識の定着が見られるものの、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNSの普及により、インターネットの利用がさらに進み、人権侵害の認識がないままに人権問題が生じる事例も増加しています。

このような変化する社会的背景を踏まえ、人権教育及び人権啓発の必要性はますます

す増しています。そこで、これまでの取組をさらに進化させるとともに、人権に係る新たな課題に対応するため、「生駒市人権施策に関する基本計画（第２次）」を策定することとしました。

## 2 人権施策に関する取組状況

2005（平成 17）年に旧「生駒市人権施策に関する基本計画」策定以降、人権施策に関する国の動向をみると、2005（平成 17）年 10 月「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」制定、2007（平成 19）年 12 月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 2013（平成 25）年 6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。

また、2007（平成 19）年 4 月「男女雇用機会均等法」、2008（平成 20）年 1 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」、2009（平成 21）年 4 月「次世代育成支援対策推進法」、2010（平成 22）年 6 月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など、個別の人権関係法の改正がなされています。

そのような中で、2016（平成 28）年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。また、同年 12 月には、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

奈良県では、2008（平成 20）年 2 月「人権教育の推進についての基本方針」が策定され、人権教育を総合的に進める方針が示されています。また、人権の個別分野においては、2006（平成 18）年 3 月「なら男女 GENKI プラン」の策定、2016（平成 28）年 3 月「奈良県女性の輝き・活躍促進プラン（第 3 次奈良県男女共同参画計画）」の策定、2016（平成 28）年 4 月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の施行、「奈良県犯罪被害者等支援条例」の制定がされ、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、同年 9 月に「奈良県犯罪被害者等支援計画」の策定が行われました。

生駒市では、旧計画の策定以降、男女共同参画社会の実現を目指して、2008（平成 20）年 2 月「生駒市男女共同参画都市宣言」を、同年 4 月「生駒市男女共同参画推進条例」を制定し、2015（平成 27）年 3 月「生駒市男女共同参画行動計画 You&I プラン(第 3 次)」を策定しています。

また、2019（平成 31）年 3 月に「生駒市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

年表「人権施策に関する法整備の主な流れ」（別紙のとおり）

### 3 現状と課題

国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、生駒市においても現実には発生しています。

2018（平成 30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、市民の中に人権意識の定着が見られるものの、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNSの普及により、インターネットの利用がさらに進み、人権侵害の認識がないままに人権問題が生じる事例も増加しています。このような急激に変化する社会的背景を踏まえ、人権教育及び人権啓発を推進することが必要です。

### 4 基本理念

生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会※」の考え方を踏まえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちづくりを進めます。

#### [ 基本理念 ]

**多様性を認め合い、つながり、  
個人が尊重される共生社会の実現  
豊かな人権文化の創造**



※ 地域共生社会とは

「地域共生社会」の実現に向けて

平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え  
る中で、かつ、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源  
が世代や分野も超えて『丸ごと』つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、  
地域をともに創っていく社会のこと。

## 5 基本計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2028（令和10）年度までの10年間とします。ただし、社会経済情勢により必要に応じて見直しを行います。

## 6 基本計画の方針

旧「生駒市人権施策に関する基本計画」においては、日本国憲法で定める基本的人権の尊重を基調とし、国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域共生社会」の考え方を踏まえつつ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと、人権が市民の一人ひとりの思考や行動の価値基準として根差すことをめざしてきました。

今回の「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」では、このような旧計画の基本的な考え方を踏襲し、さらなる人権尊重のまちをめざします。

### (1) 旧基本計画で培った視点の確保

これまでと同様に次の3点の視点に基づき、取組の方向を定めます。

- ① 基本的に従来を取組を踏襲するとともに、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚を進めます。
- ② 効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制・仕組みを整備します。
- ③ 「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進します。

### (2) 計画策定についての留意点

なお、今回の基本計画については、次の5点に留意して策定します。

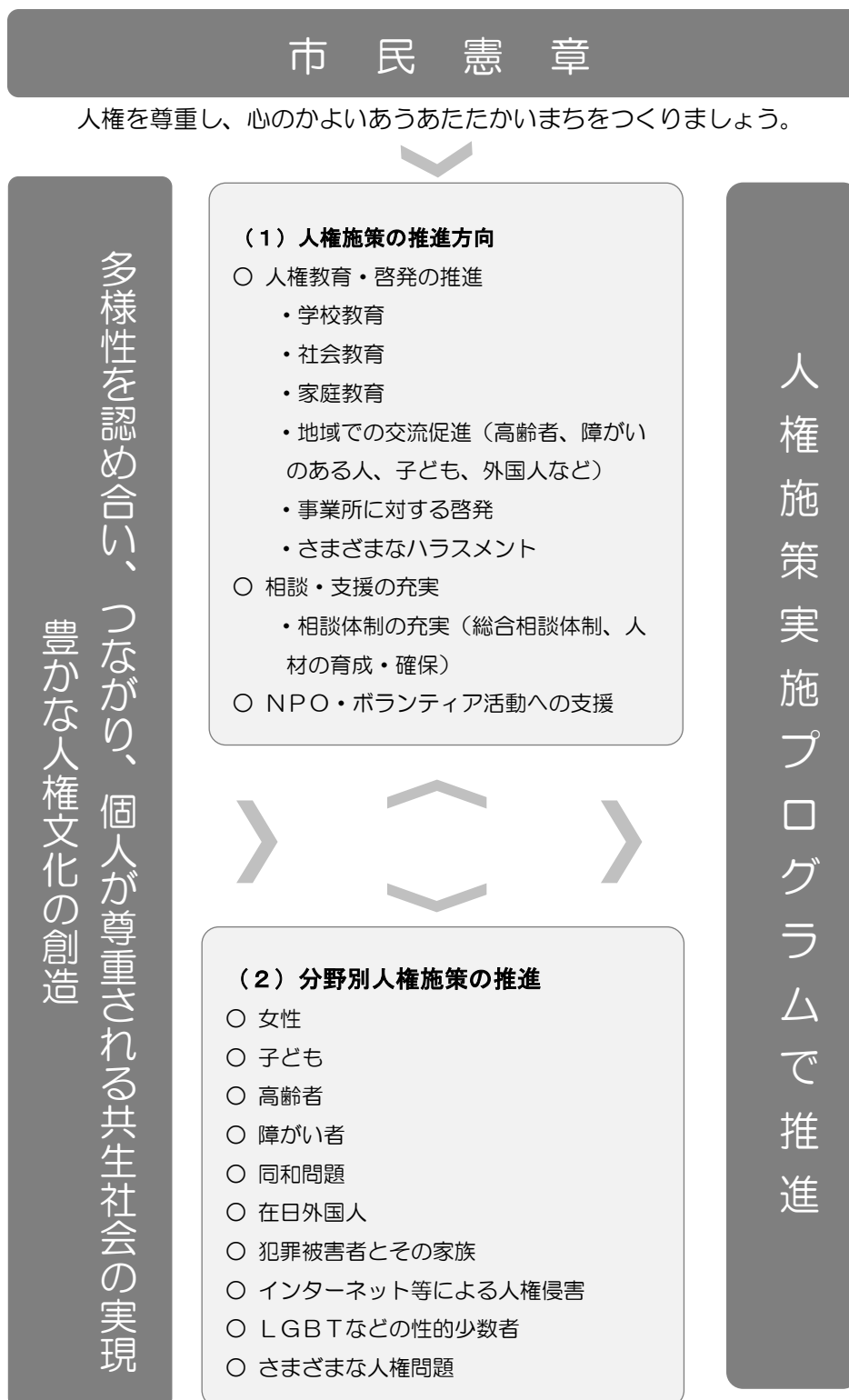
- ① 「生駒市人権擁護に関する条例」<sup>[2]</sup>を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、さまざまな施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ② 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」<sup>[20]</sup>及び「奈良県人権施策に関する基本計画」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させます。
- ③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律<sup>[19]</sup>第5条に対応する計画と位置付けます。



- ④ 本市の上位計画である「第6次生駒市総合計画」との整合性を図ります。
- ⑤ 本計画では取組の方向を示し、具体的な取組及び成果目標については、本計画を踏まえた「人権施策実施プログラム」に定めます。

## 7 計画の体系

計画の基本理念を踏まえ、以下の3つの人権施策の推進方向のもと、分野別人権施策の推進を図ります。





## 人権施策の推進方向

### 1 人権教育・啓発の推進

#### 現状と課題

人権の意識を身につけていくためには、学校において、児童、生徒の発達段階に応じて、社会性や豊かな人間性を育む教育が実施されることが必要です。また、社会教育においては、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージ<sup>[36]</sup>におけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

2018（平成 30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果によると、「人権」ということについて「非常に身近に感じる」と「身近に感じる」を合わせた“身近に感じる”の割合が 38.8%と前回調査（平成 25 年度）に比べ、8.3 ポイント増加しており、人権に関する意識が高くなっています。

一方で、最近 1 年間で人権問題の講演会や研修会に参加したことがない人の割合が 42.0%と前々回調査（平成 16 年度）に比べ、12.6 ポイント減少しており、市民の人権問題に対する関心度が、理解への積極的な行動につながっていない状態であり、より効果的な啓発活動を展開することが必要です。

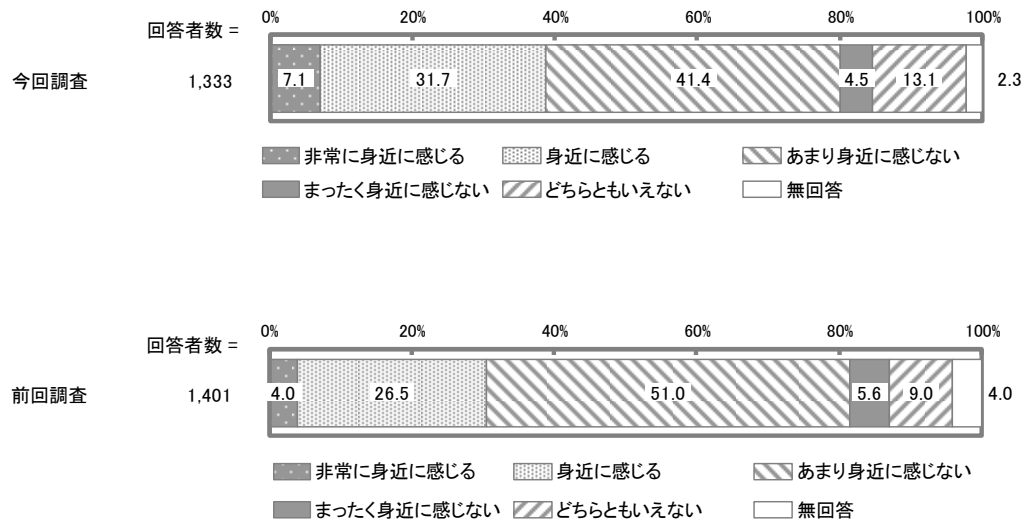
人権に関する市民意識調査によると、人権が尊重される社会を実現するために重要な取組について「保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「幼児期から思いやりの心を育むなど、家庭における教育を充実する」の割合が 44.8%となっており、人権教育においては、幼いころから園や学校、家庭での教育への期待が高くなっています。また、人権学習を深めるための重要な支援について「学校等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「学習講座や場の提供を充実する」の割合が 24.6%、「身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する」の割合が 23.3%となっており、当事者との交流や学習の場を求める市民が多くなっています。

市では、人権教育図書の配布、伝え合う力の育成事業などで児童・生徒への人権教育を進めるとともに、市民を対象とした人権講演会や研修会等の開催、地区別懇談会を通じて、幅広く人権学習の機会を設けています。

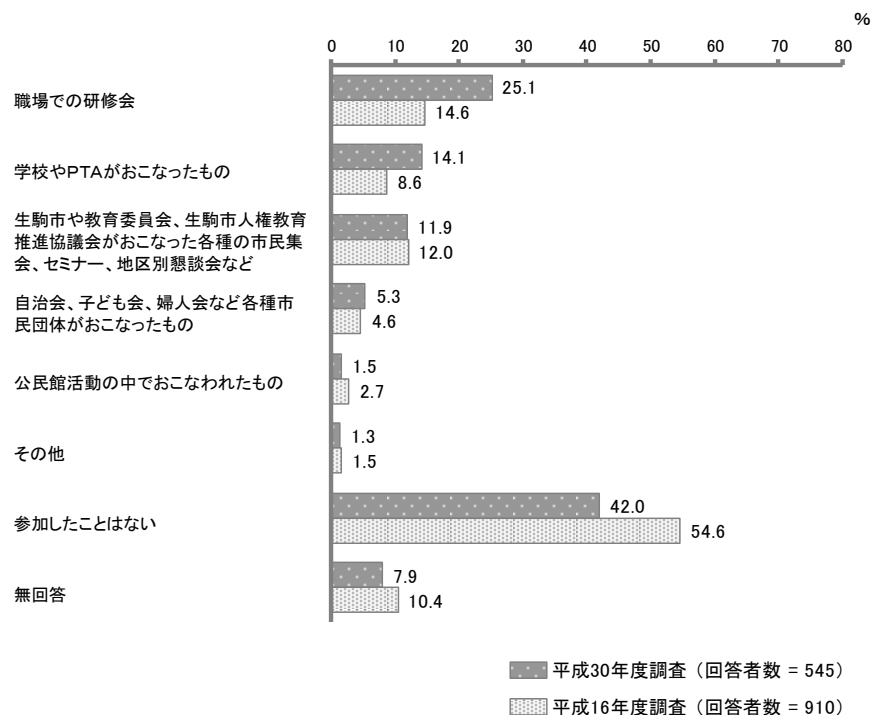
今後も、幼いころから人権教育やさまざまな立場の人々との交流等の機会を通じて人権尊重意識を高めていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中にいきづく、豊かな人権感覚<sup>〔18〕</sup>を育んでいくための人権啓発を効果的に行っていくことが重要です。

### 「人権」を身近に感じるかについて



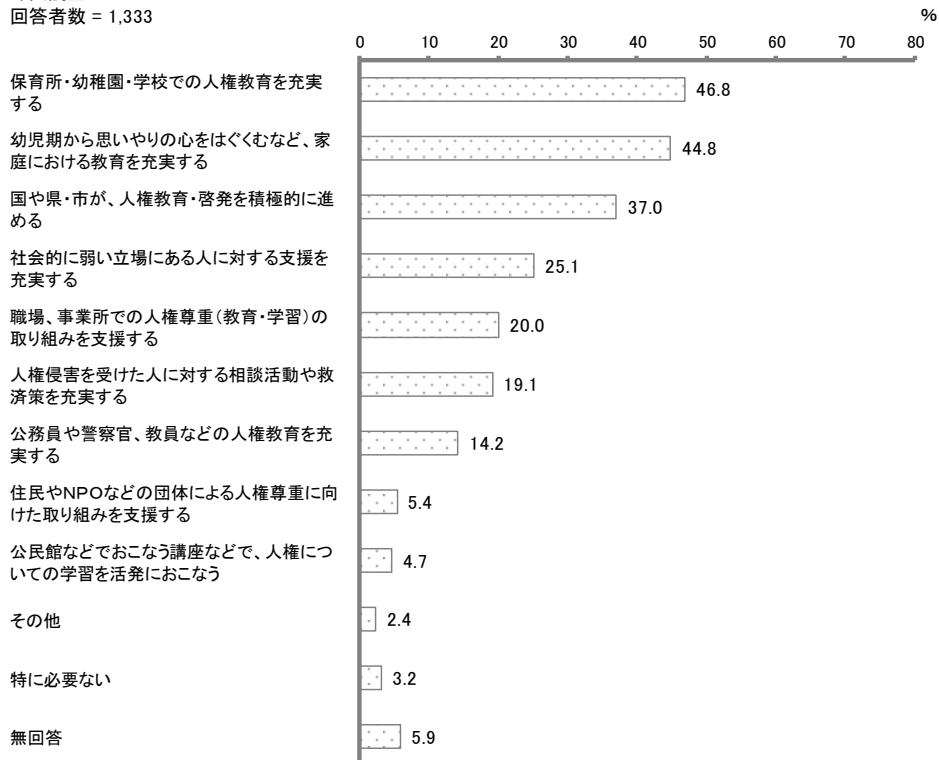
### 最近1年間での人権問題の講演会や研修会の参加状況



## 人権が尊重される社会実現のための取組について

今回調査

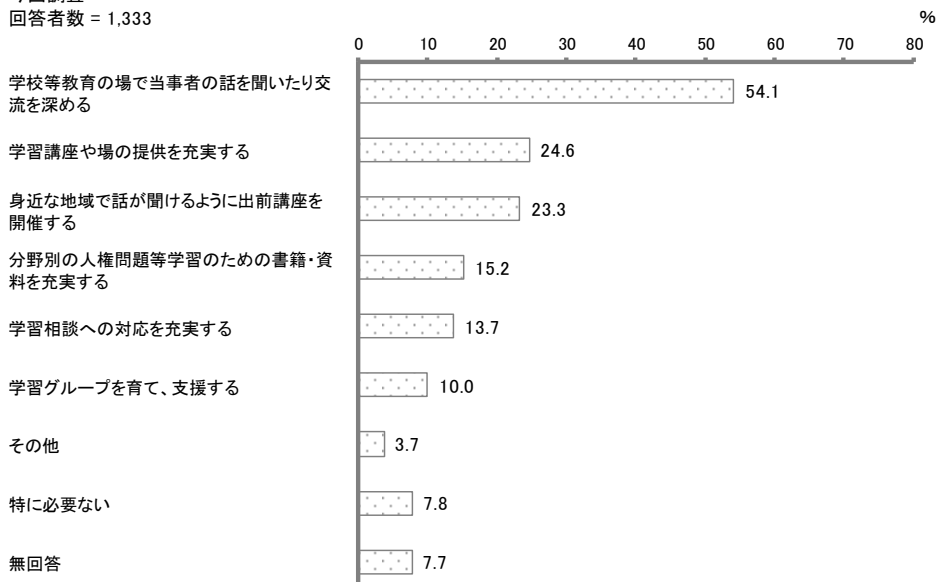
回答者数 = 1,333



## 人権学習を深めるための支援について

今回調査

回答者数 = 1,333



## 方向性

### 1 人権教育・啓発の推進

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を保障します。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、これら2つの視点から総合的に推進します。

#### (1) 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

##### ① 学校教育

日本国憲法、教育基本法、国際人権規約<sup>[12]</sup>及び児童の権利に関する条約<sup>[15]</sup>等の精神に則り、さらに2005（平成17）年から段階を追って実施されている「人権教育のための世界プログラム」の進展も視野に入れ、すべての教育活動を通して子どもの発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を踏まえ、2001（平成13）年に奈良県教育委員会が策定した「人権教育推進プラン」の基本的視点<sup>[21]</sup>に沿って、具体的な取組を進めます。

今日、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、子どもの問題行動の一因として社会性の欠如や自立の遅れを指摘する意見が提起される一方、いじめ、家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。また、不登校や高校中途退学者の問題など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も存在しています。

こうした状況から、学校教育においては、これまでの人権教育の成果を生かしながら、一人ひとりの子どもが人権の意義や内容、重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること（命の教育）」ができるようになり、日常生活のさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として現れるようにしていくことが求められています。

そのためには、学校教育活動全体のなかで自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取ることができるようにしなければなりません。

また、家庭・地域・社会のあらゆる場においても、人権が尊重される必要があることを子どもたちが認識することや国際化が進む今日、多様な国籍・民族と文化をもった人々の人権を大切にする意識を培うことも一層必要となってきます。

#### ア 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育は、他人と協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが重要であり、学校教育におけるすべての教育活動を通して推進されなければなりません。

そのため、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取組を積極的に進めます。また、子どもたちが自他の人権や命の大切さについての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につなぐことができるよう生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実を図ります。

また、不登校の子どもへの積極的な支援を行うため、スクールカウンセラー<sup>[22]</sup>の活用や教育相談<sup>[9]</sup>、適応指導教室<sup>[25]</sup>等の充実を図ります。

さらには、人権教育の視点に立った適切な情報社会に参画する態度等の育成を進めます。

#### イ 学びの習慣化と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、学習権の保障につながる基礎学力を充実し、すべての子どもたちに学ぶ楽しさと意義を感じ得させ、意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を進めます。

#### ウ 実践的研究の推進と学習資料の充実

学校・園で、地域や子どもたちの実態に即した取組が進められるよう推進体制や実践的研究等について情報収集や調査研究を行い、人権教育指導資料の充実を図ります。

## エ 指導体制の充実

学校・園で人権教育に取り組む際には、人権に関わる概念や人権教育がめざすものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが肝要です。また、人権教育を豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を生かしながら積極的に取り組むことが必要です。その指導体制充実のため、教職員の資質向上を図るための研修を行うなど、充実を図ります。

## オ 学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育園・幼稚園・こども園、さらには小学校から中学校にかけての教育、地域社会との関わりのなかで養われます。

そのため、より社会性や豊かな人間性を育むために、保・幼・小・中学校間における校種間連携を一層充実し、交流活動を活性化させます。

地域に開かれた学校・園づくりを充実発展させるための「学校創造推進事業」<sup>〔7〕</sup>によって地域との連携を深め、子どもたちがさまざまな人たちから見守られ共に活動していく機会を増やしていくよう進めます。

さらに、地域でのボランティア活動や職業体験活動、自然体験・芸術文化体験・高齢者や障がい者等との積極的な交流等、多様な体験活動の機会の充実を図り、子どもたちが、主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、これまで以上に地域の関係団体や関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進します。

また、家庭や地域社会と連携した子育て支援を展開し、保育園・幼稚園・こども園が地域の子育て支援活動や幼児教育のセンターとしての役割が果たせるよう、その機能の充実を図ります。

## ② 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、夢をもって生き生きと生活できる人権尊重のまちづくりを進めます。

家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通しよりよい生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

本市においては、これまでの同和教育・啓発活動により、一人ひとりの人権意識を高め、人権を大切にする社会づくりへとつなげ一定の成果をみてきました。

しかし、依然として部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、近年の社会の変化のなかで新たな人権の課題も発生しています。

一人ひとりの人権が尊重され、市民が安心して楽しく暮らし、互いに支え合うことのできる豊かな人間関係が存在する地域コミュニティの創造のためには、他の人の立場に立って考えられる想像力や共感的に理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し合いわかり合うためのコミュニケーション能力を培うことの重要性を一人ひとりの市民が自覚し実践していくことが大切です。

また、今日、社会がグローバル化<sup>[10]</sup>するなかで、多様な文化をもった人々との共生や一人ひとりの個性や違いを認め尊重する主体的な取組が求められています。

未来の担い手としての子どもたちに関する取組については、家庭教育の充実をめざしたこれまでのさまざまな取組により市民の関心も徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家族のふれあいが希薄になっていると言われています。そのなかで、児童虐待をはじめ子どもの人権を取り巻く状況には依然として厳しいものがあり、生命の尊さを大切にする心や人権を尊重する主体的な力を育てていくことが重要な課題になっています。そのため、家庭・学校・地域がより連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を推進するため、地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。そのためには、人権文化センターや生涯学習施設等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO<sup>[6]</sup>等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも必要です。



## ア 家庭教育の充実

人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の深化を図ります。

また、子育ての支援については、講座などを開催するとともに、保育園・幼稚園・こども園や生涯学習施設等が地域社会の子育てを支援する場として、親子の共同体験・親同士の交流や情報交換・なかまづくりを推進し、その役割が果たせるよう機能の充実を図ります。

## イ 人権教育推進のための指導者の育成

身近な人権侵害に気づき、その解決に向けて学習者・住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成のために人権教育講座「山びこ」（生駒市と生駒市人権教育推進協議会<sup>〔3〕</sup>の共催事業）を実施していますが、市内外の各関係機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら事業の充実を図ります。

## ウ 主体的で多様な学習機会の提供

市民の「人権について学びたい」というニーズに応えるため、身近なところで学習できる場や機会を設ける必要があります。そのため、自治会館や人権文化センター、生涯学習施設等の施設においてさまざまな学習を展開するとともに、学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介などについての情報提供を行い、市民が主体的に学べるよう進めます。また、地区別懇談会、いこま寿大学をはじめとした事業等の機会を通じ、多様な人権教育学習を実施するとともに、「じんけんひろば」等の事業を展開し、広く市民が人権について学び、参加できる機会を保障します。

## エ 効果的な教材の開発と活用

対象者の年齢や意識等に配慮し、市民に親しみやすいテーマを取り上げ、わかりやすい表現を用いたりするなど、効果的な教材の開発と整備を進めます。また、具体的な人権学習の内容の充実を図り、日常生活での実体験や地域活動・市内各種団体の活動成果等を題材に、地域の生活課題を踏まえた学習プログラムを設定し、「人権パンフレット」等の生駒市独自の教材の創造と活用を進めます。

また、フィールドワークやワークショップ等の参加体験型学習を、より積極的にとり入れるとともに、現地学習をはじめ、絵画・音楽・演劇・映画等の芸術面や、環境・ボランティア・新聞やメディア等の多様な視点から人権を学ぶ手法を創造し、県や他市町村、関係機関・団体等が作成・開発した教材との有効な活用を図ります。

#### オ 地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の視点に立った、人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築を進めます。

また、生駒市人権教育推進協議会等の研究団体、市内に組織されている人権教育に関わる関係機関・団体やNPO等の民間団体と地域の高齢者、障がいのある人、子どもや外国人との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援を進めます。さらに、県や他市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等との連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう進めます。

## (2) 人権啓発の推進

### ① 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに自分の身近な問題として捉え直し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ問題て問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身につけることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

本市ではこれまで、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関して、広報紙や冊子、情報誌、ポスター、HP等を使った啓発のほか、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」<sup>[13]</sup>、「人権週間」等の機会を捉え、講演会、研修会、子ども映画会、街頭啓発、パネル展などの啓発活動を実施してきました。

さまざまな啓発活動によって市民の人権尊重の意識は一定高まってきていますが、その反面、「人権とはむずかしいもの、自分とは関係のない差別されている人々の問題」という意識をもっている人も少なくありません。2018（平成30）年に実施した「人権に関する市民意識調査」でも「人権問題の理解を深めるための読書や学習の意向」について「その気持ちはない」という回答が26.0%もあり、そのうちの84.4%は、「特に関心があるわけではないので」と答えています。

このことを踏まえ、今後の人権啓発にあたっては、身近な課題を取り上げるなど、人権問題への市民の興味や関心を喚起し、一人ひとりが自分の問題として受けとめて、人権課題の解決に向けた実際の行動に結びつくものとなるよう効果的な手法で行わなければなりません。

さらには、人権の尊重が自分の幸福や自己実現と深く関わる課題として日常生活に根付いたものとなるよう、これまでの啓発内容を充実しつつ継続的に実施するとともに、マンネリ化を招かないよう啓発の内容やその手法に工夫を加えるなど、効果的な啓発活動を実施する必要があります。

### ア 学習機会の提供

現代の人権課題は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、インターネット、ハラスメント<sup>[28]</sup>など職場での問題、犯罪被害者とその家族の人権、LGBTなどの性的少数者のほか非正規雇用などの雇用形態の問題、ワーキング・プアの問題、生活保護に関する問題、刑を終えて出所した人とその家族に関する問題、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震

災や福島第1原子力発電所事故に関する人権問題、H I V<sup>[4]</sup>感染者やハンセン病<sup>[30]</sup>患者・元患者の人権、労働者の人権、個人情報保護など多岐にわたっており、市民の希望する学習内容はさまざまです。

これらの学習ニーズに応え、市民自らが自発的に参加できるようさまざまな学習機会の提供に努めるとともに、音楽や演劇、映画、フィールドワーク、ワークショップ等を活用するなど、画一的な内容や方法にとらわれることなく啓発活動を進めていきます。

また、人権啓発活動は地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。今後も学校・園、家庭、地域社会において市民の自発的な人権学習が行われるよう学校教育施設、図書館や生涯学習施設、また自治会館などの公共施設と連携を図り、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができるための学習の機会を広めます。

#### イ 多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大

より多くの市民に人権に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるためには多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大を図ることが必要です。

現在の啓発媒体としては、広報いこまちをはじめ、インターネットのホームページやツイッター、ポスター、リーフレット等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めるとともに、K C N（近鉄ケーブルネットワーク）や奈良テレビ放送等のメディアを積極的に活用していきます。なお、インターネットについては、高齢者や障がい者、また在日外国人も含め、だれもがわかりやすく使いやすいホームページをめざし、W e bアクセシビリティ（情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること）の向上を進めます。

また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」のほか、学校行事や市の各種イベントなど多くの啓発機会を捉え、幅広く情報提供と啓発活動を進めます。

#### ウ 関係機関・団体等との連携

人権啓発を進めるにあたっては、法務局や県、他市町村との連携が大切であり、協力体制を一層充実することが必要です。また、人権擁護委員や生駒市人権教育推進協議会、N P O、ボランティアなどの民間団体、事業所とも連携し人権啓発に必要な情報交換を行うとともに、啓発活動の強化を図ります。

## ② 事業所への人権啓発

事業所が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるよう一層啓発を進めます。

事業所は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、さまざまな社会的貢献とともに自らの事業所活動に対して人権上の配慮を行う社会的責任が求められています。また、事業所で働く人々も地域社会の一員であることから、事業所とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

本市では、生駒市人権教育推進協議会が、事業所における人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざし、生駒商工会議所等の加盟団体など事業所内における啓発や就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取組を行っています。

「人権に関する市民意識調査」では、最近 1 年間における人権問題の講演会や研修会に参加した割合は、「職場での研修会」が 25.1%と最も多くなっています。

また、職場内ではパワーハラスメント、マタニティハラスメントなどさまざまな人権に関わる問題を抱えており、さらなる事業所内の人権教育・人権啓発の取組と支援が求められています。

### ア 事業所及び事業主等への啓発

すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう事業所に対して啓発を行います。

特に、ハラスメントなどによる差別や人権侵害等の解決を図り、就職の機会均等、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ事業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要であることから、事業主等への啓発を進めます。

### イ 事業所内人権研修への支援

ハラスメントなどのさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、生駒商工会議所等の加盟団体など事業所内における研修等の支援を進めます。事業所内における研修等の支援として、人権に関する出前講座や共催によるイベント等の開催を進めます。

さらに、研修を実施しやすいように内容や方法についての情報提供や講師の紹介、教材としての啓発パンフレット・リーフレットの配布、啓発用DVDの貸し出しなどの支援を進めます。

#### ウ 関係機関・団体等との連携

生駒市人権教育推進協議会、生駒商工会議所等の関係機関団体と連携を図り、事業所内における人権研修の取組を促すとともに、講演会への参加やポスター等による広報、差別事象防止対策への参画等、市の啓発事業への協力と差別事象等の報告を要請し、人権意識の高揚と差別事象の防止に取り組めます。

### (3) 市職員等に対する研修

市職員及び外郭団体職員等に対して、ハラスメントなどのさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権啓発に取り組むための知識と技量を習得するための研修を積極的に推進します。

市職員は公務員としての責務と使命を自覚し、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることが必要です。

このことから本市においては、臨時職員を含めたすべての職員に人権問題研修を実施するとともに、リーダー養成として人権教育講座「山びこ」への参加等を通して人権問題学習を進めています。

今後も、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進するため、より一層研修内容や方法に工夫を加え、人権研修の充実を図ることが必要です。

さらに、外郭団体や市政の推進に関わりの深い市民や団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

#### ア 市職員に対する研修

職員一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え行動するとともに、日常の業務や行政施策を通じて人権尊重の取組にあたるよう研修の充実を図ります。

#### イ 市政の推進に関わりの深い市民や団体等に対する研修

福祉関係者をはじめ市政の推進に関わりの深い市民や団体等に対し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての研修を積極的に実施するよう促します。

#### ウ 教職員・保育士等に対する研修

教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員・保育士等の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施を進めます。

## 2 相談・支援の充実

### 現状と課題

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人など個別の人権課題ごとに国や県、市自治体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

人権に関する市民意識調査によると、「ここ5年ぐらいの間に、自分の人権が侵害されたと思う」の割合が14.3%となっており、その内容は「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」の割合が39.8%と最も高く、「うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした」の割合が30.9%、「責任や義務のないことをやらされた」の割合が12.6%となっています。そのときの対処方法は「だまってがまんした（特になにもしなかった）」の割合が49.7%と最も高くなっており、一人で悩みを抱え込んでいる状況もうかがえます。

現在、本市では人権に関わる各種相談窓口を設けており、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障がい者の権利擁護<sup>[11]</sup>に関する相談、国際化に伴う外国人に対する相談、子ども・若者の不登校、ニート、ひきこもりや就労に関する相談など専門的な相談窓口の充実を図っています。

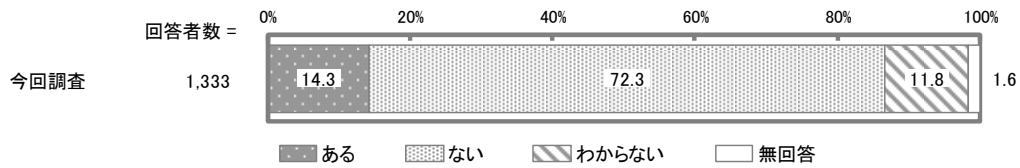
また、多様化する人権相談について市の人権に関する相談窓口の担当課が連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう連絡調整会議を設置しています。

今後、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。また、社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題が生じており、今後は総合的な相談・支援が重要となります。

さらに、個々の相談窓口では対応が困難な場合などは適切な専門的な相談機関へ円滑につなげられるよう、各種相談機関との連携強化が必要であるとともに、相談窓口の専門性、信頼性の向上を図るため、相談員の研修等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。

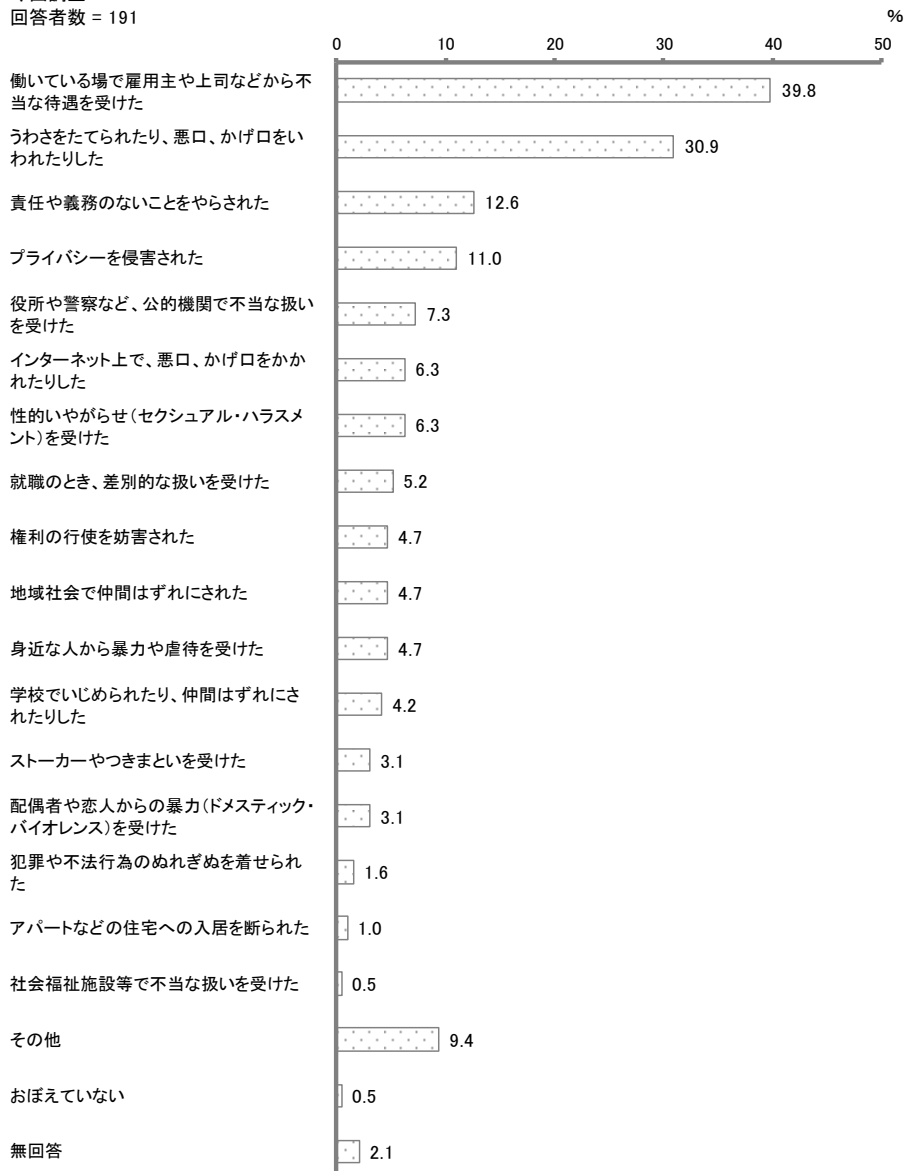


## 人権侵害の有無について



## 人権侵害の内容について

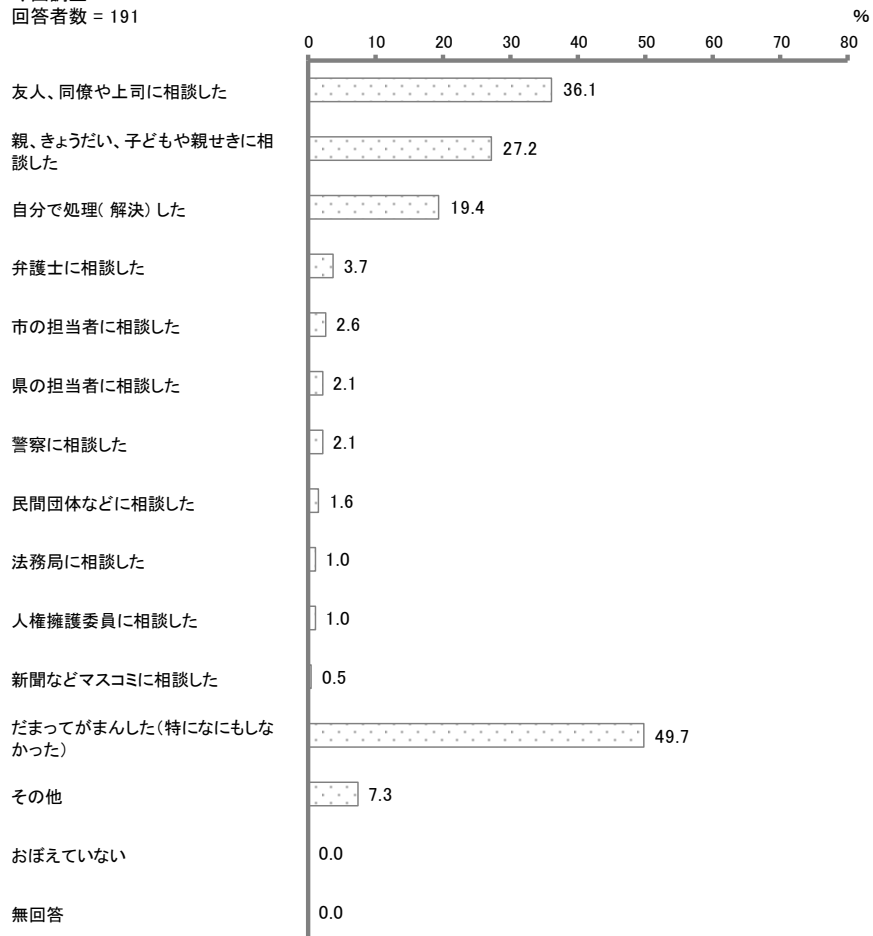
今回調査  
回答者数 = 191



## 人権侵害への対処方法について

今回調査

回答者数 = 191



## 方向性

### ア 相談窓口の整備と情報提供

だれもがいつでも気軽に安心して利用できるよう、面談、郵送、電話、ファックス、メール等、さまざまな形態による対応の整備を進めます。

また、さまざまな広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報を進めます。

### イ 相談窓口の連携

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談窓口相互の連携を図るとともに相談マニュアルの整備を進めます。

また、各相談機関で相談活動を通して把握した課題等を集約し、今後の相談業務や人権意識確立に向けた啓発活動への活用を進めます。

### ウ 相談員等の資質の向上

人権問題等に対する的確に対応できるよう関係職員や相談員等に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、人材の育成・確保をしながら資質の向上を図ります。

### エ 関係機関との連携

相談内容に応じた的確な相談・支援を行うため、全庁的な連携はもちろんのこと、国、県及び関係機関との連携を進めます。特に、人権侵犯事件に関する救済等を所掌する法務局や最近深刻な問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>[26]</sup>、児童虐待の被害に関しては県女性センター、こども家庭相談センターと、労働に関する問題については奈良労働基準監督署との連携のもと迅速・的確な対応を進めます。

### 3 NPO・ボランティア活動への支援

#### 現状と課題

本市では、まちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」において、「参画と協働」とともに、「人権の尊重」を基本原則の1つに位置付け、本条例に基づくまちづくりを推進しています。

協働とは、まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア団体、事業者、市などのさまざまな主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力をし合うことで、協働は本市のまちづくりの基本となっています。

NPO・ボランティア活動は、福祉の分野のみならず、子育て支援、子どもの健全育成、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたっており、近年は行政だけでなく、他団体・自治会等とも協働した地域活動の推進が行われるようになってきています。

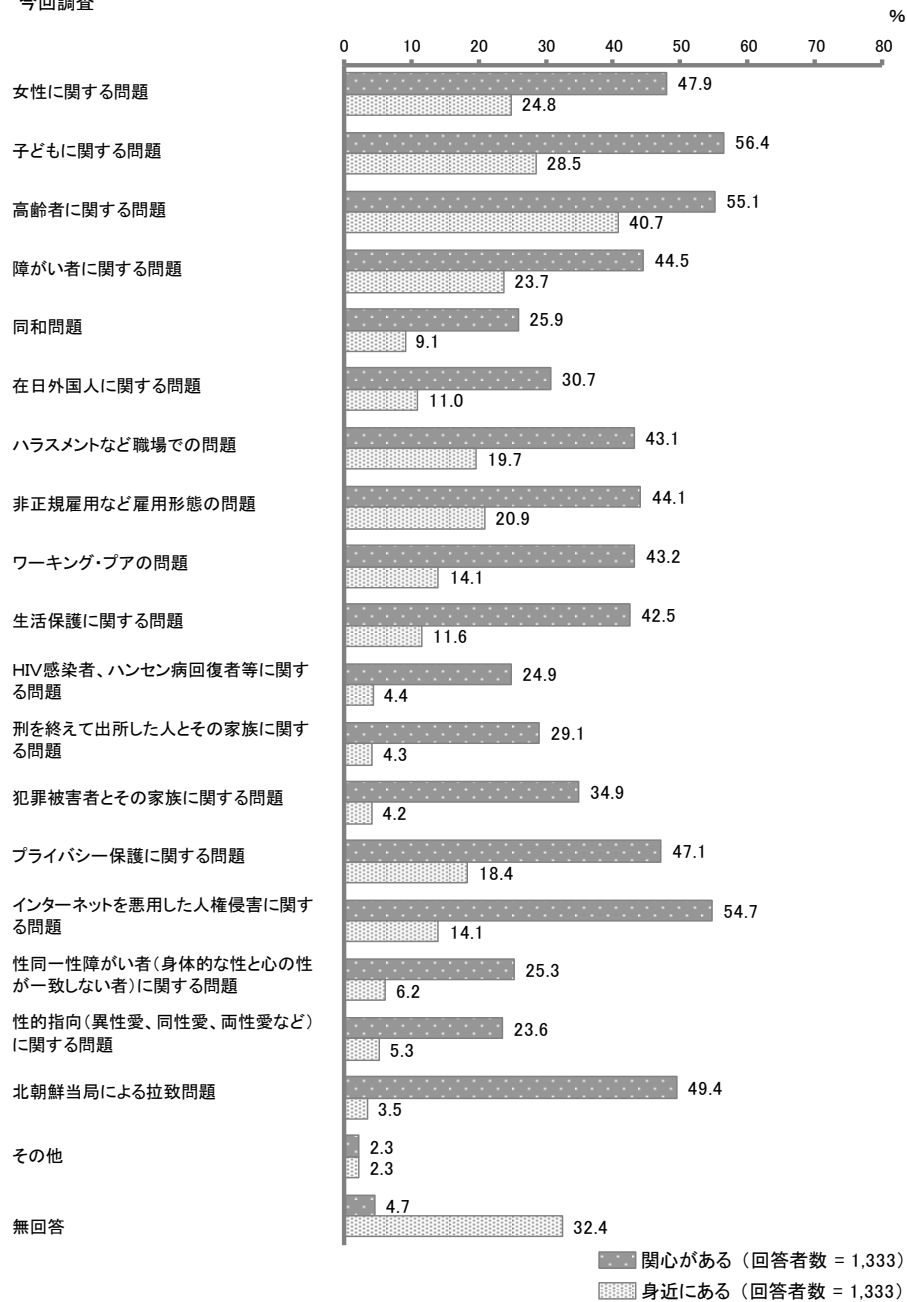
これらのNPO・ボランティア活動の多くは、社会課題の解決に向けて自発的に行われており、人権の尊重と大きな関わりをもっています。

本市では、多岐にわたる分野ごとに講座等を開催し、ボランティア人材の育成を行うとともに、市民と市との協働を推進しています。また、市民活動推進センターららポートを設置し、ボランティア活動全般の相談や講座の開催、登録団体制度など各種事業等の実施により、ボランティアの育成や活動支援を行っています。

今後、さらに、まちづくりに関わるNPOやボランティアの人材発掘や育成を進めるとともに、人権施策の推進にあたっては、行政だけではなく、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア団体、事業者等における活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めることが必要です。

## 人権問題について

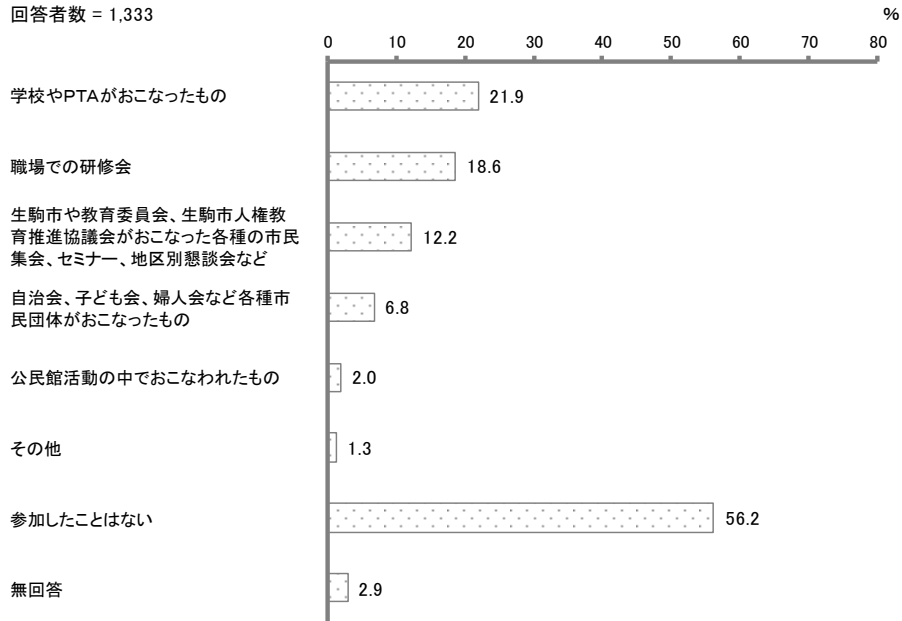
今回調査



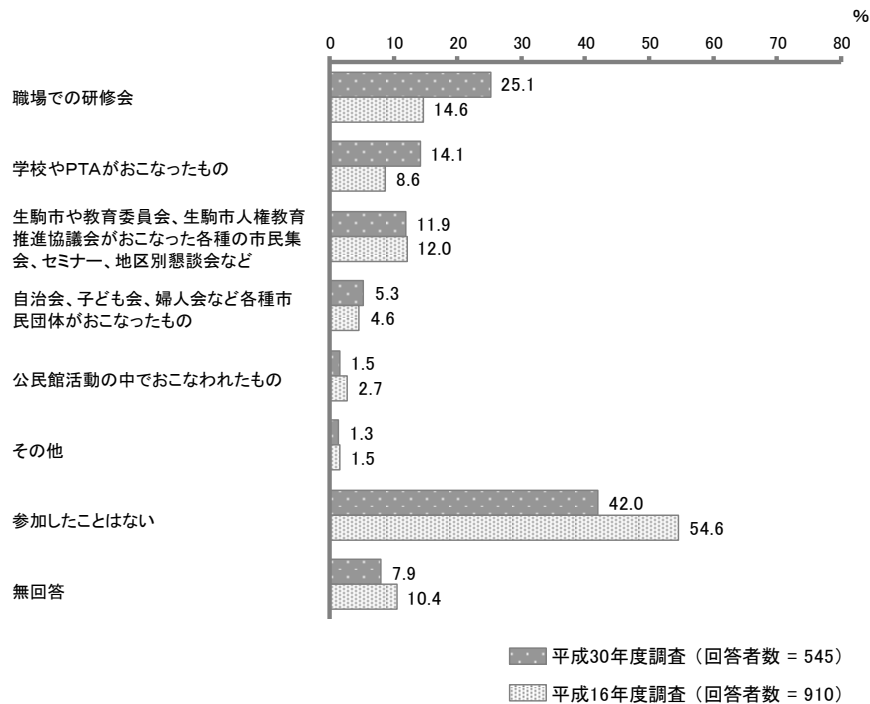
## 人権問題の講演会や研修会への参加状況

今回調査

回答者数 = 1,333



## 最近1年間での人権問題の講演会や研修会の参加状況



## 方向性

市民や事業所、団体、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であることから、これらの活動との連携を図り、人権が尊重される社会の実現に向けた啓発活動を進めます。

### ア ボランティア人材の発掘・育成

これまでに市民公益活動に参加していない市民等を対象に、市民公益活動への参画を促す啓発事業を各分野で行い、新たな人材の育成・発掘を行います。

### イ NPOの活動支援

NPOにとって必要な、団体の組織力を向上するための講座等を開催し、NPOの活動継続の支援を行います。新規立上げ支援も併せて行います。

### ウ 相談業務の充実

市民活動推進センターららポートで、NPOやボランティア活動全般に関する相談業務を行い、分野に関わらない協働を促進します。

### エ ネットワークの形成

まちづくりの主体である市民と市、市民同士が円滑に協働できるように、ネットワーク形成のための情報発信や機会の創出を図ります。



## 分野別人権施策の推進

### 1 女性

#### 現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。

国においては「男女共同参画社会基本法」（1999（平成 11）年 7 月施行）<sup>[24]</sup>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015（平成 27）年 9 月施行）<sup>[17]</sup>等の法整備が進められ、男女平等や女性のあらゆる分野での活躍を講じています。

人権に関する市民意識調査によると、「女性に関する問題」に関心がある人の割合が 47.9%、身近にある人の割合が 24.8%と前回調査（平成 25 年度）に比べ、それぞれ 23.9 ポイント、16.6 ポイント増加しており女性問題についての関心が高くなっています。

また、女性に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「雇用、昇進、昇給などで男女が差別されること」の割合が 31.0%、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること」の割合が 25.7%、「女性の社会進出のための支援制度の不備」の割合が 24.6%となっています。

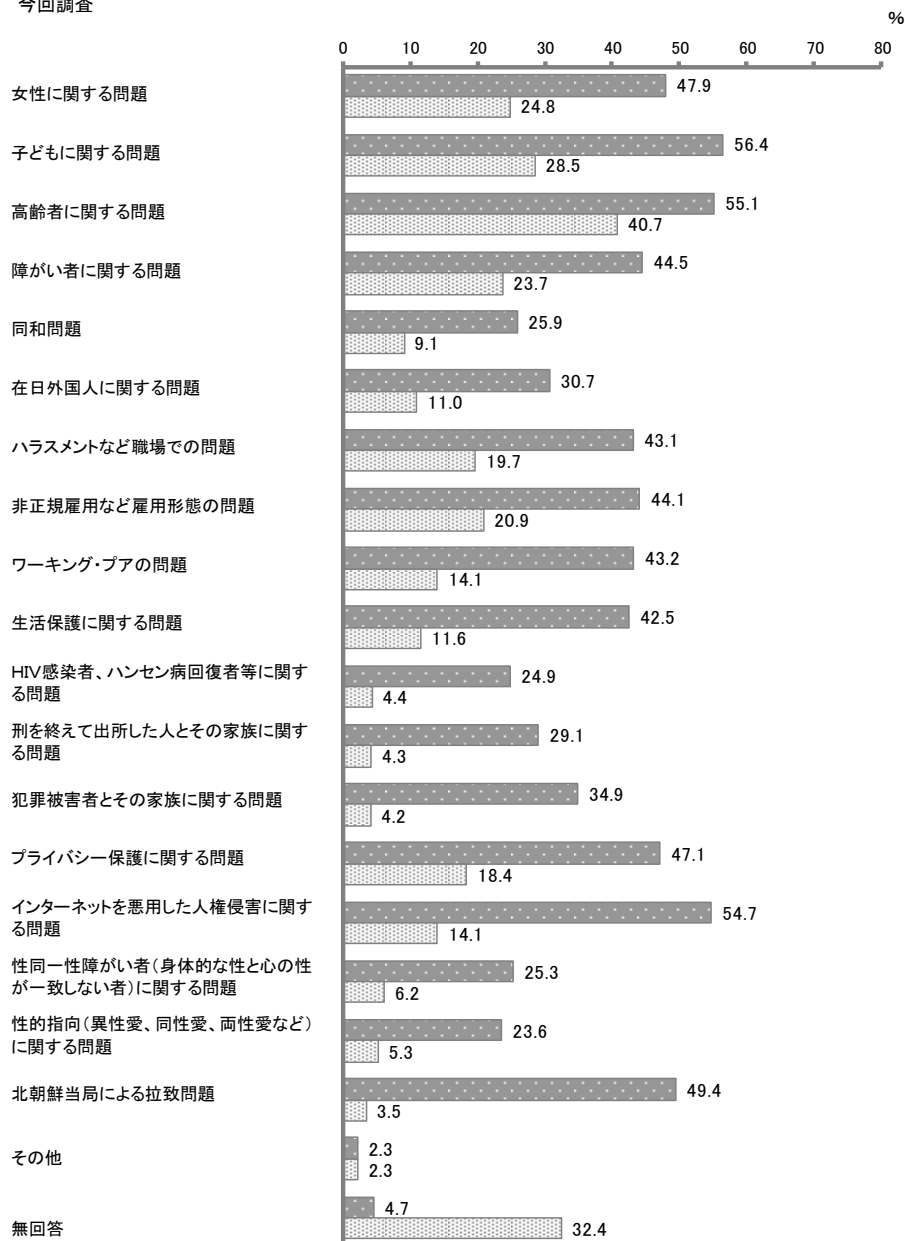
本市では、2015（平成 27）年に男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「DV 防止基本計画」を含む「男女共同参画行動計画」を策定しています。性別にとらわれることなく、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場の提供という事業を実施し、審議会等への女性の参加促進を行っています。



市民の「女性に関する問題」への関心は大幅に増加していますが、家庭・職場・地域など社会のさまざまな場面において、性別による固定的な役割分担意識や男女が平等でないという意識が根強く残っています。男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されているなか、性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取組を一層推進していくことが求められています。

## 人権問題について

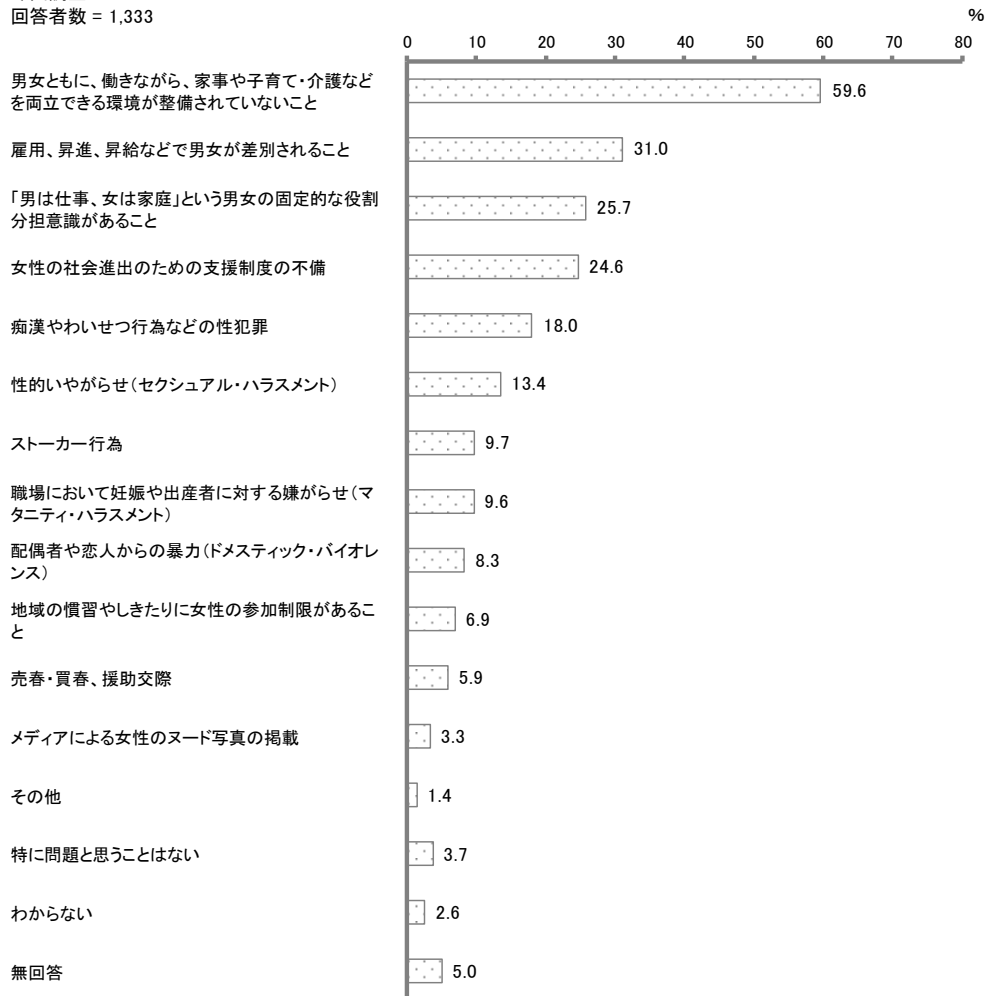
今回調査



## 女性に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 人権意識の高揚と男女共同参画についての促進

男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識を解消していくため、行政による広報はもとより、さまざまなメディアを効果的に活用し、男女の人権を確立するための意識を高めるとともに、男女共同参画を推進するための啓発活動を積極的に進めます。

### イ 男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校等においては、男女がお互いを尊重し、思いやりの気持ちや心豊かにたくましく生きる力を育むことを基本に、性別にとらわれず主体的な生き方ができ、また一人ひとりの個性を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。

### ウ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DV防止のためには、個人の尊厳を傷つける暴力は決して許さないという意識を社会全体で共有することが重要であることから、広報紙や情報誌等による広報・啓発活動を積極的に進めるとともに、研修会の充実に努めます。

### エ 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

政策・方針決定の場への女性の参画を促進するためには、市政への関心を喚起し、市の審議会等への女性の参画を促進するとともに、地域における女性の参画促進を支援します。

### オ 男女がともに働きやすい環境づくり

出産や子育てなどにより就労から離れた人等の再就職のため、情報提供等の支援を行うとともに、男女が育児や介護をともに担いながら仕事と家庭を両立し就業継続ができるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努め、育児休業や介護休業制度の周知・啓発に取り組みます。

### カ 地域における男女共同参画の促進

地域の男女共同参画を実現していくため、参加・参画のための意識啓発や情報提供を行うとともに、生涯学習、ボランティア、国際交流等により、多くの市民が地域活動に参加・参画するよう促します。また、地域における防災、防犯や環

境の分野においても、女性の視点やニーズを活かした取組が必要不可欠なことから、より一層、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。

#### キ 仕事と生活の調和（ワークライフ・コミュニティ・バランス）

多くの男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれ、家事、育児・介護等への積極的な参加をためらったり、長時間労働から抜け出せなかったりすることがないよう、性別にとらわれず家庭でも仕事でも、より暮らしやすくなるための男女共同参画を推進します。

#### ク 健康で安心して暮らせる環境づくり

高齢化に伴い、長い一生を心身共に健康で送り、生きがいをもって社会参画できるように、関係機関や地域との連携により、ライフステージに応じた男女の健康づくり・体力づくり事業や各種健康診査を実施するとともに、健康に関する相談・指導の充実に努めます。

## 2 子ども

### 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめや児童虐待、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

本市においては、全国的に少子高齢化が進行する中、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、子育て環境の変化に対応し、2015（平成27）年に「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制を構築しています。

また、市内3か所で「子ども食堂」を実施しており、子どもの貧困支援だけでなく地域での子どもや高齢者の居場所づくりに取り組んでいます。

人権に関する市民意識調査によると、「子どもに関する問題」に関心がある人の割合が56.4%、身近にある人の割合が28.5%と前回調査（平成25年度）に比べ、それぞれ17.9ポイント、14.0ポイント増加しており、子ども問題についての関心が高くなっています。

また、子どもに関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「子ども同士のいじめ」の割合が51.8%、「親による子どもの体罰・虐待」の割合が43.3%、「子どもの貧困問題」の割合が29.9%、「成績や学歴だけで判断すること」の割合が24.5%、「学校での教師による体罰や差別的な扱い」の割合が10.8%、となっています。また、「学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした」16～19歳の割合が6割となっています。

本市では、いじめ問題対策連絡協議会において、学校、家庭及び地域社会が連携し児童・生徒のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健やかな成長に寄与するよう対策を講じています。

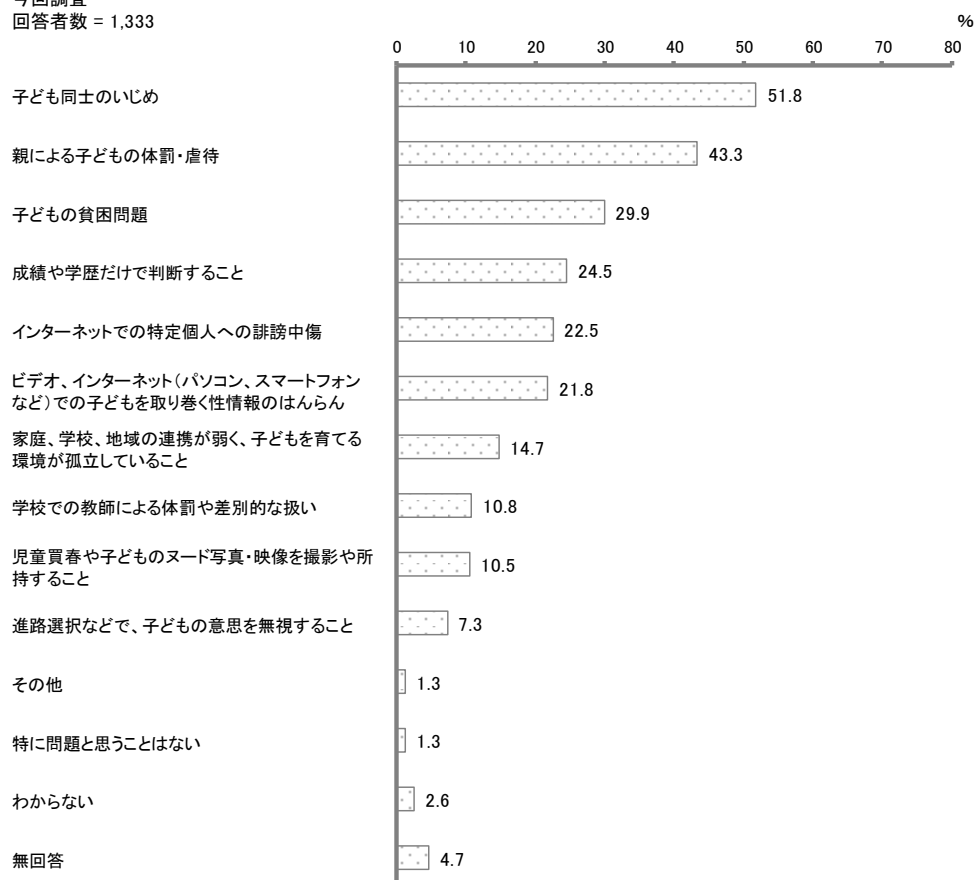
今後、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実が必要です。

さらには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないよう、不登校やひきこもり、子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

また、子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」としてとらえる「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重しながら社会参加を促していくことが課題です。

## 子どもに関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



人権侵害の内容について（年齢別）

単位：％

| 区分      | 有効回答数（件） | うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした | インターネット上で、悪口、かげ口をかかれたりした | 役所や警察など、公的機関で不当な扱いを受けた | 権利の行使を妨害された | 責任や義務のないことをやらされた | 犯罪や不法行為のぬれぎぬを着せられた | 地域社会で仲間はずれにされた | アパートなどの住宅への入居を断られた | 学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした | 身近な人から暴力や虐待を受けた |
|---------|----------|---------------------------|--------------------------|------------------------|-------------|------------------|--------------------|----------------|--------------------|-------------------------|-----------------|
| 16～19 歳 | 5        | 60.0                      | 40.0                     | —                      | —           | 20.0             | 20.0               | —              | —                  | 60.0                    | —               |
| 20～29 歳 | 20       | 20.0                      | 10.0                     | 5.0                    | 10.0        | 15.0             | —                  | —              | —                  | —                       | 10.0            |
| 30～39 歳 | 33       | 33.3                      | 12.1                     | 9.1                    | 9.1         | 15.2             | 6.1                | 6.1            | —                  | 3.0                     | 6.1             |
| 40～49 歳 | 45       | 33.3                      | 4.4                      | 13.3                   | 2.2         | 13.3             | —                  | 2.2            | —                  | 4.4                     | 2.2             |
| 50～59 歳 | 48       | 20.8                      | 4.2                      | 6.3                    | 2.1         | 8.3              | —                  | 8.3            | 2.1                | 2.1                     | 6.3             |
| 60～69 歳 | 29       | 37.9                      | —                        | —                      | 3.4         | 17.2             | —                  | 6.9            | 3.4                | —                       | —               |
| 70 歳以上  | 6        | 50.0                      | —                        | —                      | —           | —                | —                  | —              | —                  | 16.7                    | 16.7            |

| 区分      | 働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた | 就職のとき、差別的な扱いを受けた | 社会福祉施設等で不当な扱いを受けた | プライバシーを侵害された | ストーカーやつきまといを受けた | 性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた | 配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた | その他  | おぼえていない | 無回答  |
|---------|----------------------------|------------------|-------------------|--------------|-----------------|----------------------------|---------------------------------|------|---------|------|
| 16～19 歳 | —                          | —                | —                 | 40.0         | —               | —                          | —                               | 20.0 | —       | —    |
| 20～29 歳 | 45.0                       | 10.0             | —                 | 5.0          | —               | 15.0                       | 5.0                             | 15.0 | —       | 10.0 |
| 30～39 歳 | 42.4                       | 12.1             | —                 | 12.1         | 6.1             | 9.1                        | 6.1                             | 9.1  | —       | —    |
| 40～49 歳 | 46.7                       | 2.2              | —                 | 13.3         | 2.2             | 4.4                        | —                               | 11.1 | 2.2     | —    |
| 50～59 歳 | 41.7                       | —                | 2.1               | 6.3          | 6.3             | 6.3                        | 4.2                             | 2.1  | —       | 4.2  |
| 60～69 歳 | 27.6                       | 3.4              | —                 | 10.3         | —               | 3.4                        | —                               | 13.8 | —       | —    |
| 70 歳以上  | —                          | 16.7             | —                 | 33.3         | —               | —                          | 16.7                            | 16.7 | —       | —    |

## 方向性

### ア 子どもの権利の尊重

子どもを権利の主体として尊重し、子どものもっている権利が人間の普遍の権利であることを周知するため、「児童憲章」（1951（昭和 26）年 5 月制定）<sup>〔14〕</sup>、「児童の権利に関する条約」（1994（平成 24）年 5 月発効）の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員等に対する研修の強化・充実を図ります。

学校・園においては、人権尊重の精神の育成に取組、一人ひとりの権利を大切にし、それぞれの違い・個性を尊重する学校・園づくりを進めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発を進めます。

### イ いじめ問題等への取組

いじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実を図ります。

### ウ 健全育成に向けての取組

子どもは、家庭や学校・園のみならず、地域での多様な人とのふれあいの中で健やかに成長するものです。親をはじめすべての大人が、子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう地域ぐるみの児童生徒健全育成事業などを通して広報・啓発活動を推進します。

また、覚せい剤等薬物乱用防止の取組や児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための映像・広告物等の取り締まりなどの各種の取組を家庭、学校、地域、関係機関・団体との連携を図り、市と警察が連携した防犯教室等を開催しながら進めます。

さらに、子どもたちが地域行事やボランティア活動をはじめ、文化活動やスポーツ活動などの企画や運営に主体的に参加し活動できるような場づくりを進めます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、引き続き子ども食堂など子どもの貧困支援の取組を充実します。



## エ 教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、自己確立、子育てに対する支援を図るため、教育支援施設を中心としてスクールカウンセラーの配置や適応指導など教育相談体制の充実を図るとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導を進めます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実を図ります。

## オ 人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取組の成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた教育を推進します。

また、人権尊重の視点に立った保育が実践できるよう、研修や自主的研究活動を通じて職員の資質と能力の向上を図り、多様な保育ニーズに対応できるよう保育内容の充実を図ります。さらに、障がいのある子どもの権利を保障するため、障がい児保育の充実を図ります。

## カ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことから、その対応については未然防止及び早期発見・対応、支援、再発防止に向けての取組が重要であり、「生駒市要保護児童対策地域協議会」において、園・学校、医療機関、児童相談所、地域等の関係機関との情報共有と連携を密にし、虐待を受けた子どもだけでなく、虐待を受ける危険性が高い子どもや、支援を要する妊婦（特定妊婦）を対象とし、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。

また、児童虐待のない社会の実現のためのオレンジリボンキャンペーンの実施など市民への啓発を含めて子育て不安を抱える保護者への支援の強化を進めます。

子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支え合うためのコミュニティの場を構築していきます。さらに、子育てを地域で支え合う意識や関係性が希薄になる中、子育て世帯の孤立化防止を図ります。

#### キ 情報社会に参画する態度の育成

情報社会に参画する態度の育成に努め、有害情報を含んださまざまな情報が氾濫する情報通信ネットワークとの適切な接し方、情報発信にあたっての責任、得た情報の検証の必要性、自分や他人の権利を守ることなどを児童生徒が身につけていけるよう進めます。

#### ク 不登校やひきこもり等の相談窓口の充実

不登校、ニート、ひきこもり等さまざまな悩みを抱える子ども・若者やその保護者を対象にした相談窓口を設置して、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」と連携し、自立、就業、復学等の支援を行い、社会復帰への一歩を踏み出す支援を充実します。

### 3 高齢者

#### 現状と課題

我が国の高齢化は急速に進行し、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、本市においても2018（平成30）年10月1日現在で高齢化率が27.36%と年々高まっています。

こうした高齢化の進展に伴い一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加をはじめ、認知症高齢者等を含む支援が必要な高齢者数も増加しており、ときに家族の介護が優先され、高齢者自身の意思決定が尊重されない場合があります。

今後、さらに少子高齢化が進む本市においては、支援を必要とする高齢者や家族が孤立化しないように地域全体での見守りや支え合いの体制づくりをはじめ、高齢者虐待や消費被害者等の発生を予防する仕組みづくりや高齢者自身の意思決定が尊重される社会と高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。

人権に関する市民意識調査によると、「高齢者に関する問題」に関心がある人の割合が55.1%、身近にある人の割合が40.7%と前回調査（平成25年度）に比べ、それぞれ8.1ポイント、15.5ポイント増加しており、高齢者の問題についての関心が高くなっています。

また、高齢者に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の割合が44.1%、「経済的に自立が困難なこと」の割合が27.3%、「近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」の割合が27.0%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が25.9%となっています。

本市では、こうした問題を解決するため、介護者家族への支援、高齢者の就労支援、集いの場づくりや地域の見守り体制の構築に取組み、高齢者虐待や認知症等支援が必要な高齢者を早期に発見し、対応できるよう相談支援体制の充実を図ってきました。

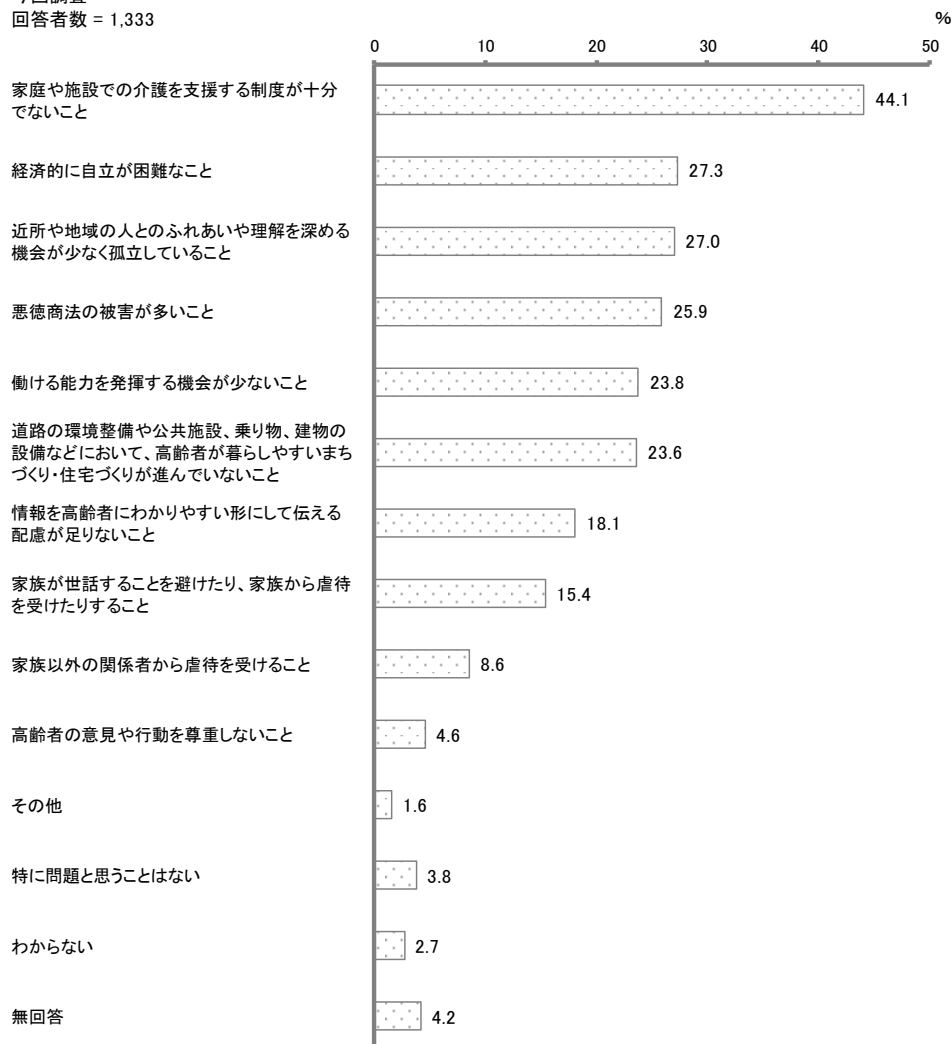
特に、高齢者の虐待については、2006（平成18）年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、生駒市高齢者虐待防止対応マニュアルの作成、高齢者虐待ネットワーク連絡会の開催等に取り組んでいます。

そして、2018（平成30）年3月に団塊の世代すべてが75歳以上となる2025（新元号7）年を見据え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと元気に安全・安心に暮らせるよう、「生駒市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

今後、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るうえにおいても、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりを進める必要があります。

### 高齢者に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 高齢者の人権についての正しい理解と認識の促進

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、すべての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識をもつための啓発を行います。

また、学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題に関する理解を深めるための教育を推進します。

### イ 虐待防止と権利擁護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2006（平成 18）年 4 月施行）、「老人福祉法」（1963（昭和 38）年 8 月施行）及び「介護保険法」（2000（平成 12）年 4 月施行）の規定に基づき、高齢者虐待発生時には、適切な措置や対応を行うとともに、虐待発生の予防に関する知見を高め、高齢者虐待防止に向けた取組及び相談支援機能を高めるなど、人材の育成を進めます。

また、高齢者の消費者被害を未然に防ぐためにも関係機関との連携を強化し、消費生活に関する情報提供を進めます。

### ウ 相談・支援体制の充実

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめ、権利擁護センター等において、日常生活自立支援事業や成年後見制度<sup>[23]</sup>についての情報提供や活用に関する相談体制の充実をはじめ、高齢者の権利擁護に関する支援体制の強化を進めます。

また、高齢者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより質の向上を図ります。

### エ 介護サービスの充実

介護給付費の適正化により、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。

また、要介護施設従事者などによる虐待につながりかねない不適切なケアの改善、虐待等を発見した場合の通報窓口について、施設従事者などへ周知します。

#### オ 認知症施策の推進

市広報紙や啓発パンフレット、認知症サポーター養成講座を通じて、認知症についての正しい理解の普及を図ります。

また、認知症の予防、早期発見を推進するため、認知症専門機関と地域の支援関係者との連携を強化するとともに、認知症の人や家族などへのきめ細かな介護や福祉の情報提供、相談支援を通して、適切な認知症ケア体制を推進します。

#### カ 社会参加と生きがいの促進

高齢者が地域社会の一員としてさまざまな活動に参加し、いきいきと暮らせるよう、社会参加の促進、いこま寿大学等の文化、学習、スポーツ活動の活性化など、豊かな知識と経験が生かせる機会の提供に努め、高齢者の生きがいを推進します。

また、高齢者が健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働きつづけることができる社会の実現をめざし、シルバー人材センターへの支援を行い、適切な情報提供を進めます。

#### キ 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が自身の健康保持や介護予防についての意識を高めるよう、セルフケアマネジメントの促進や地域マネジメントを実践し、自立と社会参加を促進します。

他にも地域づくり組織の活動と協働し、地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組むことで、住民の生涯現役、健康寿命の延伸を進めます。

#### ク 地域ぐるみでの「支え合い・助け合い」体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域での「助け合いや支え合い」の活動を促進し、住みよいまちづくりを進めていきます。

高齢者支援として、地域と協働でこども食堂を実施し、地域の高齢者等の居場所づくりやさまざまな相談・交流の場として支援するとともに取組を充実します。

また、災害時要援護者の把握、自治会との連携と支援体制の充実を図ります。

## 4 障がい者

### 現状と課題

国においては、「障害者権利条約」（2014（平成 26）年）を締結し、同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」（2016（平成 28）年）が施行されました。この法律では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

また、障がい者雇用において障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」（2006（平成 18）年施行）等、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（2012（平成 24）年施行）により、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。

人権に関する市民意識調査によると、「障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が 44.5%、身近にある人の割合が 23.7%と前回調査（平成 25 年度）に比べ、それぞれ 16.4 ポイント、12.2 ポイント増加しており、障がいのある人の問題についての関心が高くなっています。

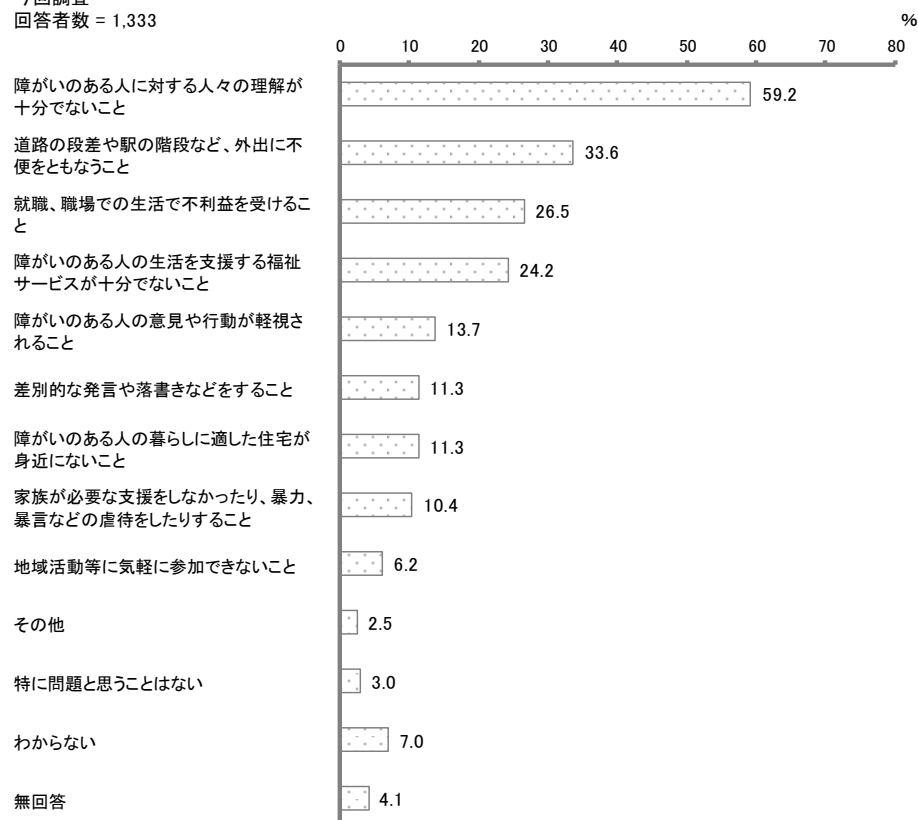
また、障がいのある人に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が 59.2%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」の割合が 33.6%、「就職、職場での生活で不利益を受けること」の割合が 26.5%、「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」の割合が 24.2%、「障がいのある人の意見や行動が軽視されること」の割合が 13.7%、「差別的な発言や落書きなどをする事」、「障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと」の割合が 11.3%となっています。また、精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる人は 76.4%となっており、障がいに対する理解が十分でない状況もうかがえます。

本市では、2018（平成 30）年 3 月に第 5 期「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取組を進める必要があります。

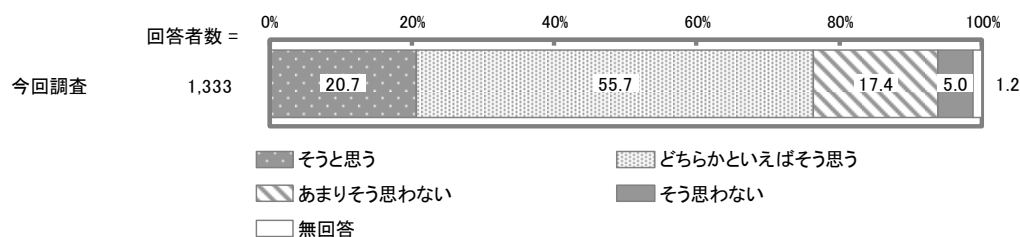
今後も、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、障がいのある人への理解の促進、偏見や差別意識の解消が必要となります。また、生活の場として、就労支援の充実や福祉サービスの充実等、障がいのある人が地域で暮らせる体制づくりや、切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

### 障がいのある人に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



### 精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じるという考え方について





## 方向性

### ア 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の構築

障がい者が、基本的人権<sup>[8]</sup>の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを進めます。就学、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の人生の節目を見据えた継続的支援の取組を、保健・医療・福祉・教育・労働の各分野間で連携しながら進めます。

また、すべての市民が福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で、障がい者や子ども、高齢者等、支援を必要とする人も一緒に支えあう、差別やバリアのないまちづくりを進めます。なお、学校教育においては、障がい児の個性や個々の教育ニーズに応じた指導内容、指導方法の工夫などを行い、ふれあいのなかで共に生きていく意識を高めるとともに、人権尊重の精神を培っていく機会の拡充を進めます。

### イ 健康で安心して暮らせる体制の充実

障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。

### ウ 総合的な支援サービスの提供

障害福祉サービス利用希望者が、できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、それぞれの生活スタイルやニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成するとともに、機関連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等を行うことで各種サービスの質的向上を図ります。

また、サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで切れ目のない支援が必要なため、障がい者が各ライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やそのための体制整備を図ります。

## エ 安心して暮らせる生活環境の充実

誰もが安全・安心に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン<sup>[35]</sup>・バリアフリーに配慮した整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や関係機関と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。

## オ 生きがいのある生活と社会参加の推進

障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出す上で大切なことです。働く意欲をもつ障がい者の能力や適性に応じた就労の機会や場を確保するとともに、相談支援等の充実を図ります。

また、同じ障がいや悩み等を抱え、同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、課題解決に向け、協働的にサポートを行う取組（ピアサポート）を支援し、充実を図ります。

さらに、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望をもって社会参加を図ることができる環境整備を進めます。

## カ 共に学び、共に育つ施策の充実

障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が重要です。障がい児の保育や教育において、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラム等、子どもの将来の自立に向けた、切れ目のない分野横断的な支援を進めます。

## キ 障がい者の権利擁護の充実

障がい者が、障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターによる支援の充実を図ります。具体的には、判断能力が十分でない人の財産を守り、安心して生涯を過ごすことができるよう福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用促進を図ります。

「権利擁護支援センター」において、成年後見制度等の制度や事業に対する相談等の対応や障がい者就労に対する支援を充実します。

## 5 同和問題

### 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別されるという、わが国固有の重大な人権問題です。

国においては、同和対策の早期解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」（1969（昭和44）年）が制定され、その後も33年間生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。2016（平成28）年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

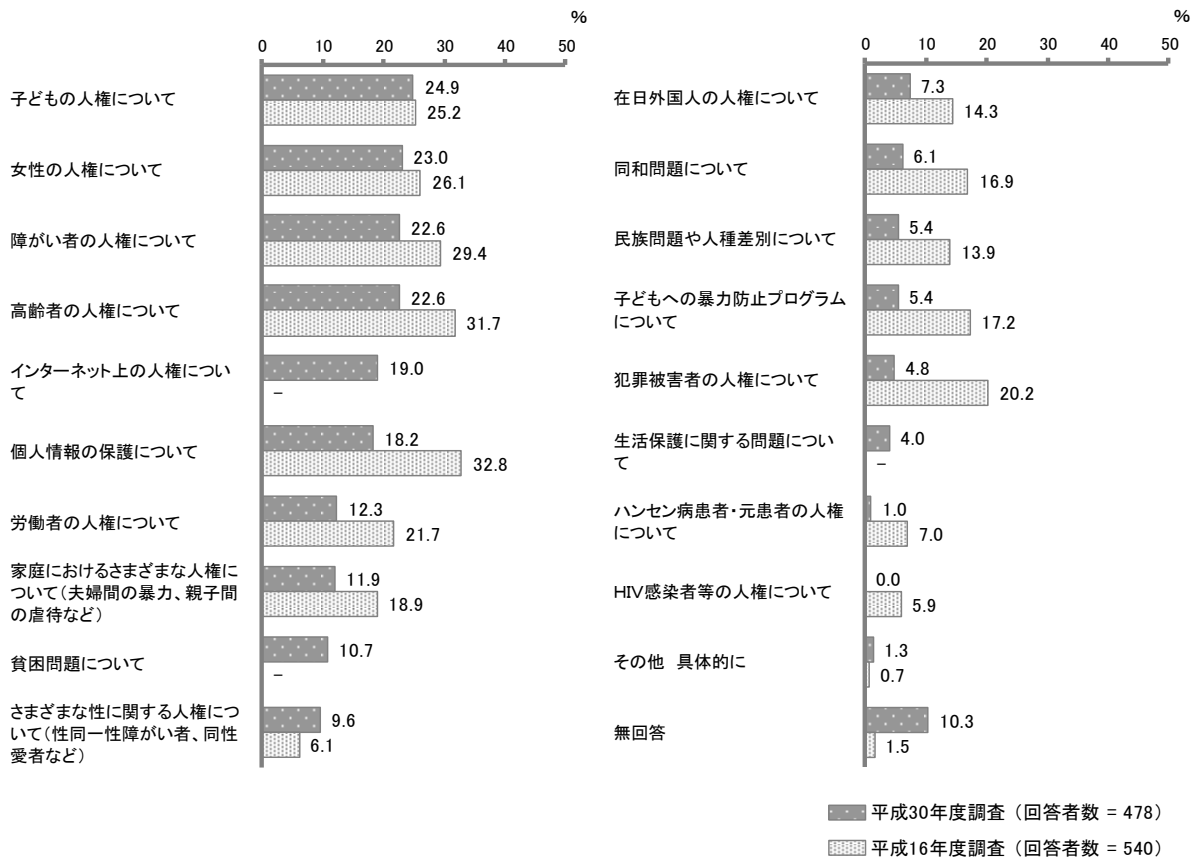
人権に関する市民意識調査によると、「同和問題」に関心がある人の割合が25.9%、身近にある人の割合が9.1%と前回調査（平成25年度）に比べ、それぞれ15.0ポイント、5.3ポイント増加しており、人権の問題についての関心が高くなっています。一方、「同和問題について」特に理解を深めたいと思う人の割合は6.1%と前回調査に比べ、10.8ポイント減少しています。この1年間に「同和問題について」の講演会や研修会に参加した人の割合も18.3%と前回調査と比べ減少しており、十分な理解につながっていない状況もうかがえます。

また、同和問題について、特に問題があると思うことは、「差別的な言動やうわさ話」の割合が26.9%、「結婚問題での周囲の反対」の割合が20.0%、「同和地区への居住の敬遠」の割合が14.9%、「インターネットを悪用した差別書き込みや差別文書の掲載」の割合が14.1%、「就職・職場での差別、不利な扱い」の割合が14.0%、「生活環境上の問題（住環境の未整備）」の割合が2.7%、「特に問題と思うことはない」の割合が11.4%となっています。

本市では、国に対し「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けて取り組んでいるとともに、インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業を進めています。

今後も、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取組み、差別のない社会を実現することが求められます。

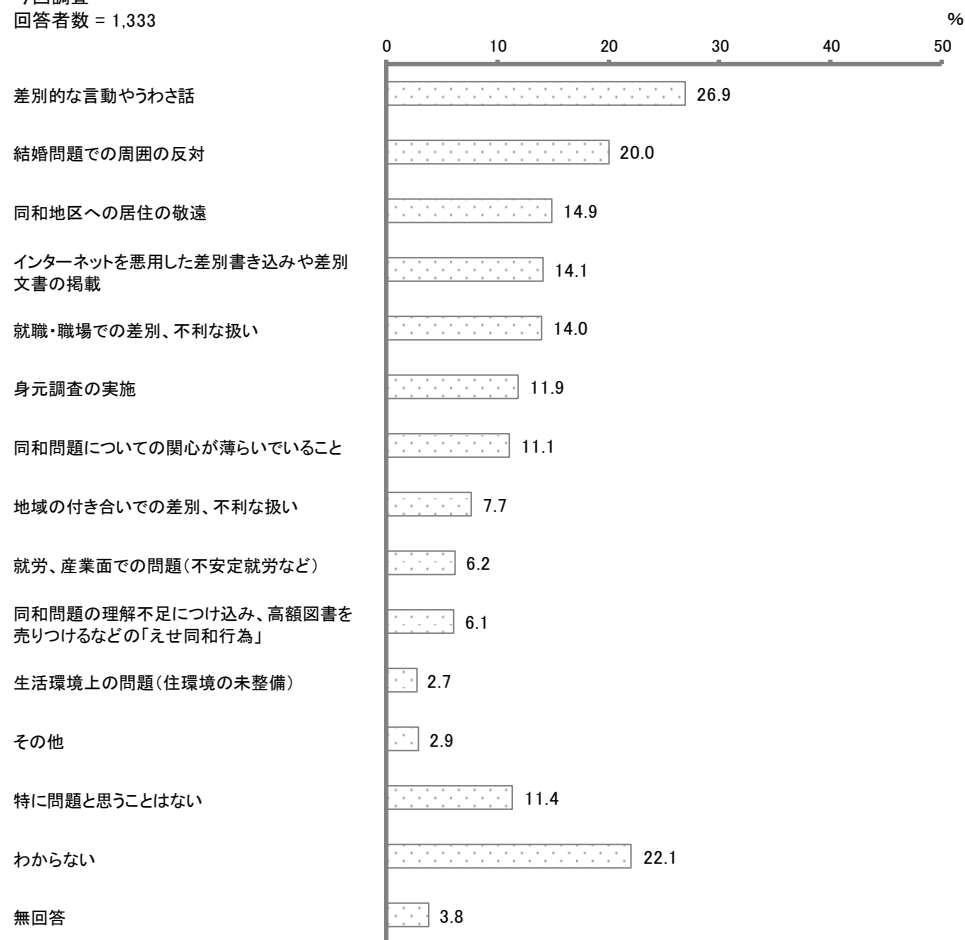
## 人権問題で特に理解を深めたい問題について



## 同和問題に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 教育・啓発の推進

すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、これまで取り組んできた同和教育や同和問題啓発活動の成果と課題を踏まえ、あらゆる機会と多様な媒体を活用して教育・啓発の推進に取り組みます。

また、指導者の育成に努めるとともに、参加体験型学習やフィールドワーク等の手法を活用した研修会や講演会の開催など効果的な教育・啓発の推進を図ります。

さらに、差別落書きやインターネット上への差別書き込み、「えせ同和行為」<sup>[5]</sup>など、同和問題の解決を妨げるような行為に対して、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が設置する「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」の活動など関係機関・団体と連携協力してその対応に取り組むとともに、インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業等を充実します。

### イ 自立と自己実現を支援するための取組

地区住民の自主的な活動を支援し、自立と自己実現を図るための取組を推進します。

教育については、基本的生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、識字学級などを活用して学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適性に応じ自己実現をめざすための進路指導の充実を図ります。

また、就労の機会均等を保障するため、地域の実情に応じたきめ細かな職業相談や求人情報の提供に努めるとともに、人権尊重の職場づくりを進めるため、生駒市人権教育推進協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、事業者等への啓発を進めます。

#### ウ 地区内外の住民が一体となったコミュニティの充実

地区内外の住民が互いに理解し合い協力して自らのまちづくりを進めていくことは、同和問題の解決に向けて不可欠なことです。特に、人権文化センターや人権文化センター別館（旧老人憩の家）は、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する総合的な活動を進めるとともに、子ども食堂やさまざまな生涯学習などの地域交流事業を通して地区内外住民の交流を促進し、周辺地域と一体となったコミュニティづくりを充実します。

また、児童館等の地区内公共施設と連携を図りながら、市策定の地域福祉計画とも連動して、地域福祉の拠点としての機能を強化します。

## 6 在日外国人

### 現状と課題

本市では、2018（平成 30）年 10 月 1 日現在、外国人住民は 1,152 人が居住されています。また、外国人住民の滞在の長期化、定住化に伴い、日常生活の中で、外国人と地域社会との関わりが深くなり、外国人との交流活動が活発化しています。一方で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を十分に理解できないことによる差別行為があります。近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ<sup>[33]</sup>が行われるなどの問題も起こっており、2016（平成 28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

人権に関する市民意識調査によると、「在日外国人に関する問題」に関心がある人の割合が 30.7%、身近にある人の割合が 11.0%と前回調査（平成 25 年度）に比べ、それぞれ 17.7 ポイント、6.8 ポイント増加しており、在日外国人の問題についての関心が高くなっています。

在日外国人に関する人権問題について、特に問題があることは、「外国の生活習慣や文化、宗教などの違いへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」の割合が 33.6%、「差別的な発言（ヘイトスピーチ等）や行為などをする事」の割合が 24.6%、「言語の違いによって十分な情報が得られないこと」の割合が 23.5%、「年金や医療保険などの社会保障が十分でないこと」の割合が 12.9%、「地方参政権が認められていないこと」の割合が 8.0%、となっています。

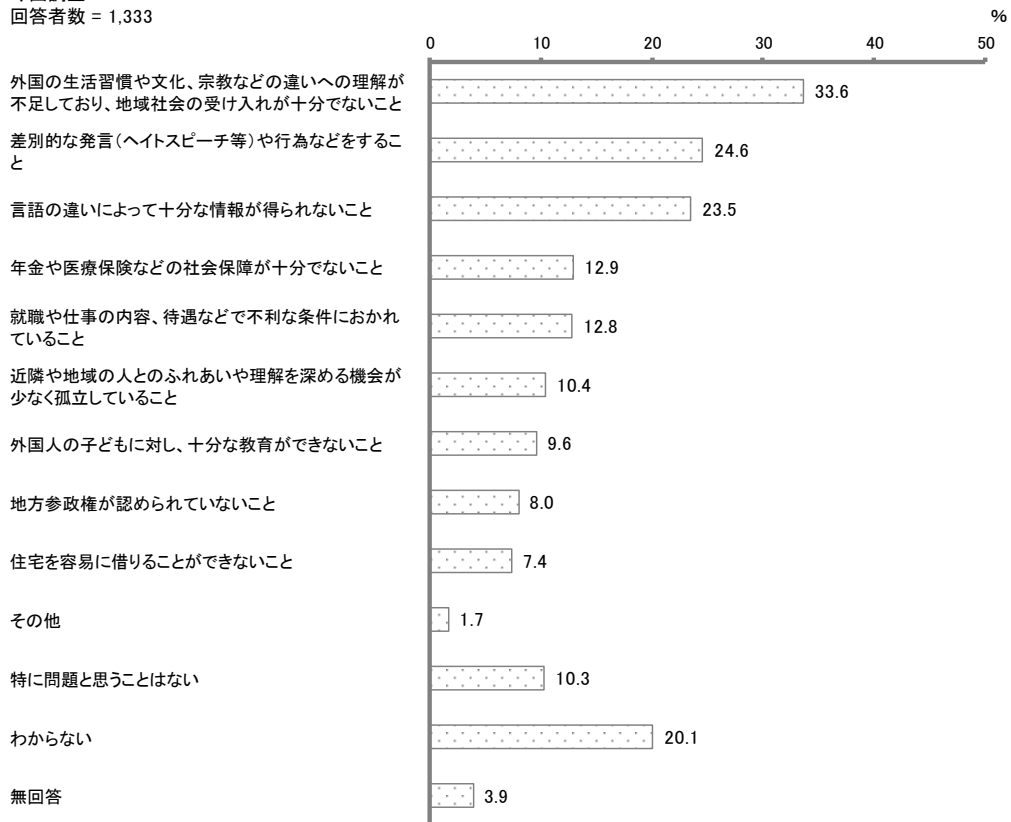
本市では、「生駒市国際化基本指針」（1996（平成 8）年 3 月策定）、「生駒市外国人住民教育指針」（2000（平成 12）年 3 月策定）をもとに、外国人住民教育を推進するとともに、また市民と外国人が交流を深め、理解し合うことを目的とした「国際化ボランティアの登録制度」の実施やホームページ等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語学習支援、国際化担当窓口の設置、外国人の差別（ヘイトスピーチ等）に関する相談員の設置などを進めています。

今後も出入国管理及び難民認定法などの改正（2018（平成 30）年 12 月）に伴う外国人労働者等の増加により国際化が進んでいくことが予測され、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化を認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていきます。



## 在日外国人に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 教育・啓発の推進

「生駒市国際化基本指針」、「生駒市外国人住民教育指針」及び県の「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」（1986（昭和61）年6月策定）に沿って、外国人住民教育を推進し、互いの国の生活や文化、歴史などについての理解が深まるよう啓発活動を進めます。また、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人の児童生徒が、外国籍就学児童に対する氏名称呼に係る対応も含め、自らの言語・文化及び歴史を学び、偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導を進めます。

### イ 国際理解の推進

市民一人ひとりが、友好と信頼の関係を築き、共に生きる社会の実現をめざして、異なる文化をもった外国人との相互理解を深めるため、国際理解教育を推進すると共に、セミナーの開催やICT（情報通信技術）を活用した情報交換の推進など国際交流事業の充実を図ります。

また、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育む「国際交流の集いわいわいワールド」や「ユニバーサルキャンプ in 生駒」などイベント等の充実を図ります。

国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めます。

### ウ 日本語教育支援活動の推進

日本で居住し、生活する外国人住民にとっては、生活言語としての日本語の習得が極めて重要であることから、市内の民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供を進めます。また、出入国管理及び難民認定法などの改正により外国人労働者等の増加が予測されます。

具体的には、市や民間団体等が実施している各種講座への支援や拡充を図るとともに、学校において日本語教育が必要な児童生徒のための日本語指導教員の配置及び指導資料の作成などを進めます。

## エ 生活情報の提供と相談・支援

日本語を習得していない外国人住民は日常生活での不安や不自由を感じています。そのため「外国人対応サポート職員」、「庁舎案内の多言語表記」、「観光パンフレット」等の既存事業と合わせ、さまざまな媒体を通して市の各種情報を積極的に発信するとともに、生活全般にわたって外国人住民に対する相談・支援体制の充実を図ります。

また、災害発生時において、外国人住民が安全に避難できるよう通訳等の国際化ボランティアの登録制度などを通じて支援体制を充実するとともに、自治会や関係機関と連携して災害時要援護者支援のための取組を進めます。

## オ 就職の機会均等の確保

国内で生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要です。また、法改正に伴い新たな外国人を含め就労の可能な外国人に対して、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求めるとともに、関係機関と連携を図り就労の機会均等の確保を進めます。

## カ 厚生援護・住宅問題への取組

保健・福祉等の制度について、対象となる外国人住民が不利益とならないよう制度の周知徹底を図ります。

また、賃貸住宅等への入居については、単に外国人であるという理由のみで入居が断られたり、制限されたりすることがないように啓発を進めます。

## キ 地域住民や関係機関との協力・連携体制の充実

外国人住民が安心して生活していくためには、地域における日常生活での関わりが重要です。このことから、地域住民と外国人住民とが日常的に協力・連携しあえる体制づくりを充実します。

## ク 情報提供や学習支援の充実

「国際化ボランティアの登録制度」の実施やホームページのバリアフリー等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語教室等の学習支援、国際化担当窓口の充実を図ります。

## 7 犯罪被害者とその家族

### 現状と課題

犯罪被害にあわれた方とその家族は、傷害を負わされ、家族を失うといった被害に加え、重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷や、過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、「犯罪被害者等基本法」<sup>[29]</sup>を2004（平成16）年に制定し、2016（平成28）年には「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者に関する施策を進めています。

また、県においては、2016（平成28）年3月に「奈良県犯罪被害者等支援条例」の制定を、また同年9月には「奈良県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者に関する施策を進めています。

一方、県下市町村の一部においては「犯罪被害者等支援条例」を制定され、犯罪被害者等への見舞金の支給などさまざまな支援をされています。

人権に関する市民意識調査によると、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%と前回調査（平成25年度）に比べ19.2ポイント増加しており、身近にある問題と感じる市民の割合は4.2%と低い現状ですが、市民の関心は高くなっています。

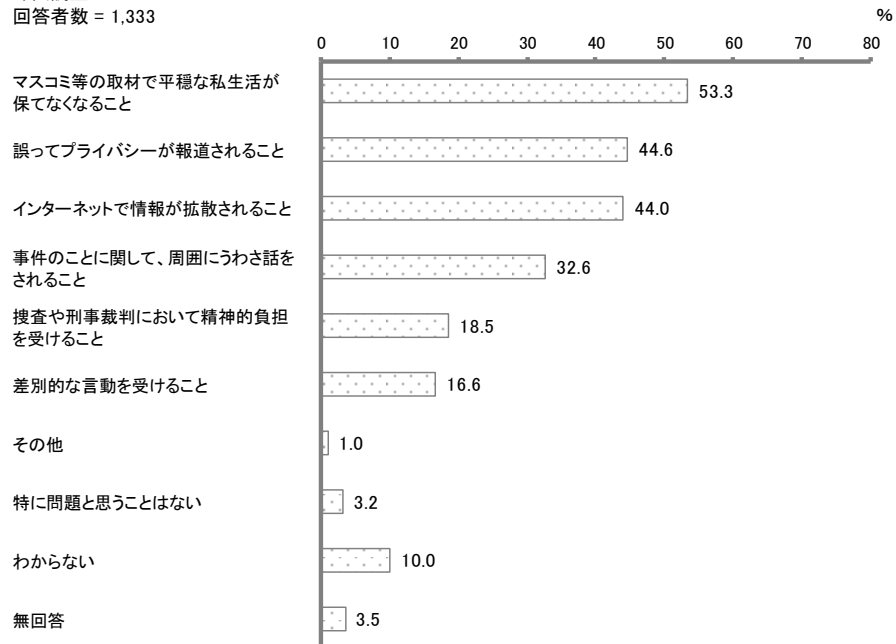
犯罪被害者の方やその家族に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること」の割合が53.3%と最も高く、次いで「誤ってプライバシーが報道されること」の割合が44.6%、「インターネットで情報が拡散されること」の割合が44.0%となっており、市民の二次的被害<sup>[27]</sup>の防止への関心が高くなっています。

犯罪被害者とその家族が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような取組が必要です。

## 犯罪被害者やその家族に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 適切な支援

犯罪被害者とその家族の立場に立った適切で決め細かな支援が途切れることなく受けることができるように、また、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう関係機関等との連携・協力を基に、犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復を図るための各種施策を推進します。

### イ 地域への理解と配慮

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進される啓発を推進します。

### ウ 啓発事業の推進

犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるためには、人々が犯罪被害者の置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深めることが必要なことから、犯罪被害者支援チャリティーコンサートの実施などさまざまな機会を通して市民への啓発に積極的な支援に取り組めます。

## 8 インターネット等による人権侵害

### 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着しています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、近年その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、インターネットを利用したセクハラやパワハラ等のハラスメント、外国人、障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

人権に関する市民意識調査によると、「インターネット等による人権侵害に関する問題」に関心がある人の割合が 54.7%、身近にある人の割合が 14.1%と前回調査（平成25年度）に比べ、それぞれ 18.6 ポイント、9.1 ポイント増加しており、インターネット等による人権侵害の問題についての関心が高くなっています。

また、「プライバシー保護に関する問題」に関心がある人の割合が 47.1%、身近にある人の割合が 18.4%と前回調査に比べ、それぞれ 18.5 ポイント、11.8 ポイント増加しており、プライバシー保護に関する問題についても関心が高くなっています。

インターネットに関する人権問題について、特に問題があることは、「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」の割合が 44.1%と最も高く、「自分の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること」の割合が 38.7%、「SNSや出会い系サイトの存在など犯罪を誘発する場となっていること」の割合が 31.6%となっています。

本市では、生駒市個人情報保護条例（1998（平成 10）年 3 月制定）に基づき、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止に努めています。

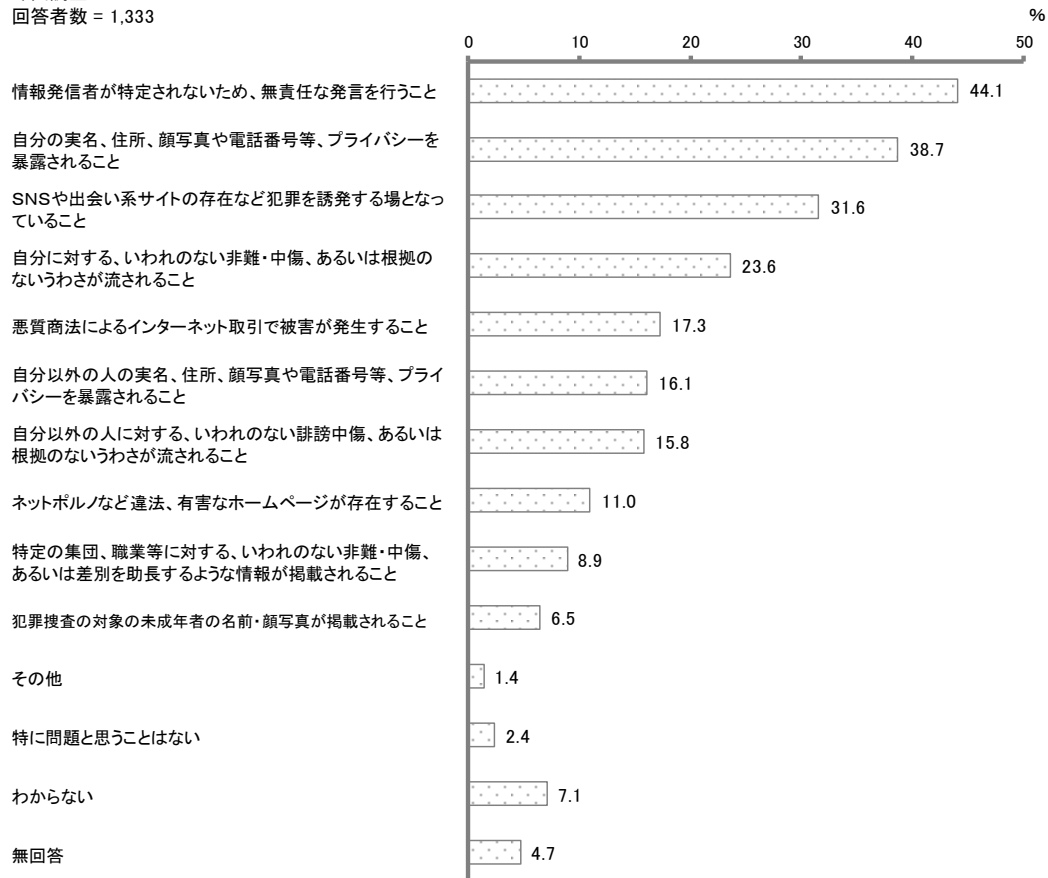
今後も、個人情報保護の体制強化とともに、プロバイダー<sup>[32]</sup> 責任制限法、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、市民に対して、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの環境づくりが課題です。

## インターネットに関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333





## 方向性

### ア 個人情報

個人情報を適正に取り扱うなど個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

個人情報保護の体制強化とともに、プロバイダー責任制限法、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ります。

### イ インターネットによる人権侵害に対する取組

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会の「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」の活動を通じて、インターネット掲示板上の差別書き込みに対してより法務局等への削除要請などの効果的な取組を推進します。

市のホームページや広報紙等を有効に活用し、法務省や警察庁等の相談窓口や相談機関の紹介等の周知を進めます。また、各種啓発事業を通じて、インターネット使用におけるマナー、モラルやリスク等についての啓発を行います。

教育面では、未然防止としてインターネット上のいじめを「しない」、「させない」、「許さない」といった態度を身につけさせるよう進めます。また、パソコンやスマートフォンなどインターネットの利用におけるいじめをなくすため、マナーやモラルを守るなどの啓発活動を家庭・学校・地域と連携しながら推進します。

早期発見、早期対応をするためには、積極的に児童・生徒の変化をとらえる体制づくりに努め、早い段階から関わりを持ち、積極的に認知するよう進めます。

また、家庭との連携を図り学校や関係機関と協力して対応していけるよう平素から関係機関の担当者と情報共有し、協働体制を構築していくよう進めます。

## 9 LGBTなどの性的少数者

### 現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認及び、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称で、LGBTとも呼ばれています。また、性的指向と性の自己認識の視点で性の多様性を表す言葉として SOGI※という呼称も使われています。なお、我が国では人口の約8%が性的少数者であると推定されています。

性的少数者の人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性のあり方について違和感をもっている、家族や友人に言うことなく、社会的に孤立している人も見られるなど、性のあり方を理由とする偏見・差別を受けるなどさまざまな問題が発生しています。

我が国では、同性カップルの婚姻が法的に認められておらず、住宅の契約や病院での面会が拒否されるなどといった問題など困難を強いられています。

人権に関する市民意識調査によると、「性同一性障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が25.3%、身近にある人の割合が6.2%と前回調査（平成25年度）に比べ、それぞれ16.6ポイント、4.6ポイント増加しており、性同一性障がい者に関する問題についての関心が高くなっています。

また、「性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題」に関心がある人の割合が23.6%、身近にある人の割合が5.3%と前回調査に比べ、それぞれ16.9ポイント、4.2ポイント増加しており、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題についての関心も高くなっています。

また、「さまざまな性に関する人権について（性同一性障がい者、同性愛者など）」特に理解を深めたい人が9.6%と前回調査に比べ3.5ポイント増加しています。

さらに「自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」の割合が86.3%、「同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」の割合が75.2%、といずれも県平均より高くなっており、性的少数者に対する理解は進んでいる傾向にあります。

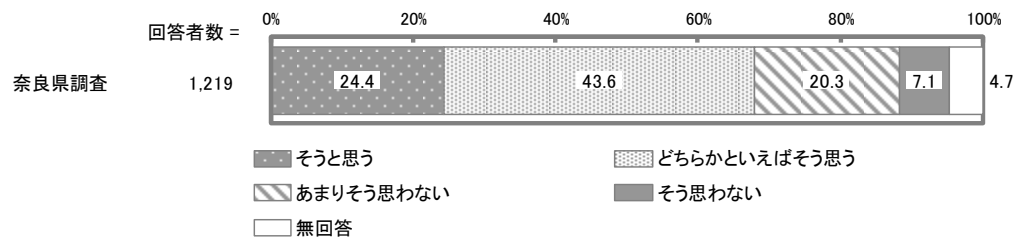
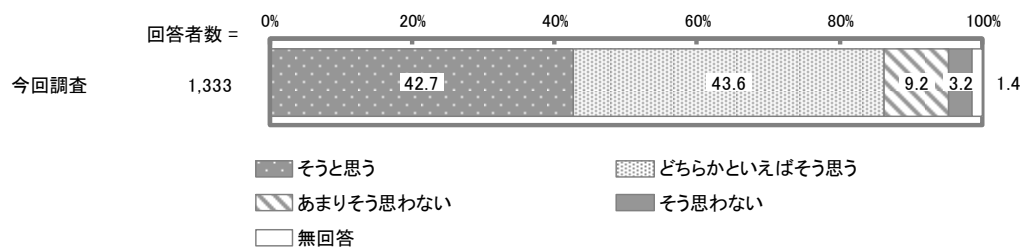
このため性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが課題です。また、LGBTなどの性的少数者への社会的な関心が高まっており、この問題に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

また、学校においては、2015（平成27）年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、LGBT などの性的少数者の児童・生徒への対応を求めています。

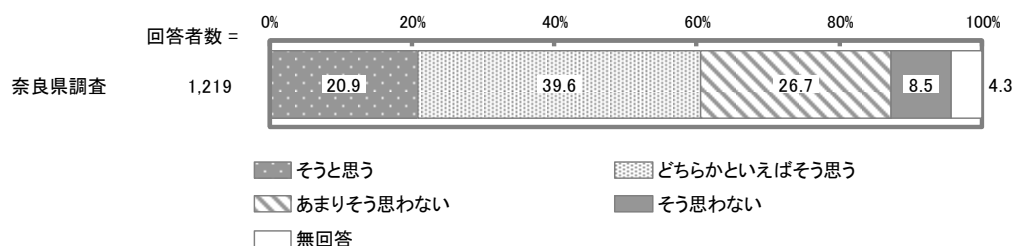
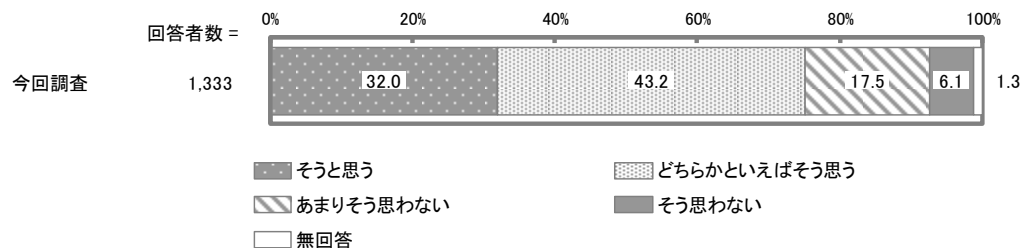
※ SOGI とは

Sexual Orientation（性指向）& Gender Identity（自分の性別の認識）の頭文字の組み合わせで、LGBT がレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという「誰」を指すのに対して、SOGI は「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という私たちが共有する「性的な状態」を指します。

子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要があるかについて



同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要があるかについて



## 方向性

### ア 支援体制の構築

誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれています。

LGBT などの性的少数者が置かれている状況の把握に努め、その対応のための仕組みづくりの検討を進めます。また、多様な性のあり方を理解するための講演会やイベントの開催、啓発資料の配布等により市民や企業等への啓発に取り組みます。

さらに、当事者が安心して相談できる体制づくりや、必要に応じて医療機関や民間団体など関係機関と連携を取れる仕組みづくりを進めます。

学校においては、教職員への研修等により性的マイノリティについての理解を深め、悩みや不安を抱える児童・生徒に対する相談・支援体制を充実します。また、日頃から多様性を尊重する心を育む人権教育を推進します。

### イ 啓発事業の推進

LGBT などの性的少数者に対する偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消するとともに、正しい理解を深めるための人権教育講座「山びこ」などの人権教育及び啓発活動を推進します。

また、社会的な存在として、家族として尊重し認める「同性パートナーシップ制度」について、調査、検討を行います。

## 10 さまざまな人権問題

### 現状と課題

多様化・複雑化する現代社会において、これまでに掲げた課題ごとの人権問題の他にも、固有の言語や伝統など独自の豊かな文化をもつアイヌの人々<sup>[1]</sup>、刑を終えて出所した人々とその家族、ホームレスの状態にある人々などに対する人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災をはじめとする災害に伴う人権問題など、さまざまな人権問題が存在します。

人権に関する市民意識調査によると、「非正規雇用など雇用形態の問題」に関心のある人の割合が44.1%、「ワーキング・プアの問題」に関心のある人の割合が43.2%、「生活保護に関する問題」に関心のある人の割合が42.5%、「刑を終えて出所した人とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が29.1%、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%、「北朝鮮当局による拉致問題」に関心のある人の割合が49.4%と前回調査（平成25年度）より関心のある割合が増加しています。

また、東日本大震災や福島第1原子力発電所事故に関する人権問題は「避難先で差別的な言動をされること」の割合が49.8%と最も高く、「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」の割合が49.4%、「被災地に関する風評被害があること」の割合が48.8%となっています。

これらの人権問題や、社会環境の変化等により新たに生じる人権問題に対して、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

### 方向性

#### ア 多様な人権課題への対応

さまざまな人権課題への対応には、一人ひとりの人権が尊重され、個々の問題に対する正しい理解と認識ができるよう、人権教育講座「山びこ」など多様な機会を通して、正しい情報を提供するとともに啓発を進めます。

#### イ 新たな人権課題への認識と対応

新たな人権課題への認識と対応できる体制、仕組みを整備するとともに、新たな人権課題の早期解決に取り組みます。



## 基本計画の推進

### 1 推進体制

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画を具体的に推進します。

また、関係部局等からの情報提供を集約し、人権に係る現状・問題の把握ができる体制を整えます。

### 2 関係機関・団体との連携

人権尊重のまちづくりを実現するためには、市の施策だけではなくさまざまな主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。

本市では、人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取組として展開できるよう、国、県をはじめ地域組織、人権擁護委員、NPO、ボランティア団体、生駒市人権教育推進協議会などの民間団体や事業所等と密接に連携し、情報の共有化を図り、効率的な啓発活動の実施を進めます。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く市民に浸透するようさまざまな機会を捉えてその周知を行います。

### 3 第2次計画の進行管理と検証

本基本計画を具体的に推進し、人権教育及び人権啓発推進本部での進行管理を行うため、毎年、本基本計画に基づく人権施策実施プログラムを策定します。また、当プログラムにおいて成果指標を定め、各指標の達成度合いや人権侵犯件数の客観的データに基づき検証・評価を行います。

また、幅広く市民の意見を反映させるため調査等を通してさまざまな人権に関する情報と意見を収集するとともに、生駒市人権施策審議会において、検証・評価結果を踏まえ、人権に係る現状・問題の把握、分析、課題抽出、課題への対応方針等の検討を行う、いわゆるPDCAサイクルを推進し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 生駒市人権施策に関する基本計画進捗度の評価指標

### 1 人権教育・啓発の推進

| 指標項目                                            | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|-------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で 5 年以内に自分が人権侵害を受けたを選択した割合（％） | 14.3        | ↓   |

### 2 相談・支援の充実

| 指標項目                                                           | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|----------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で 5 年以内に人権侵害を受けた者で市担当者や人権擁護委員に相談したを選択した割合（％） | 3.6         | ↑   |

### 【具体的施策】

#### (1) 女性

| 指標項目                                                                                                      | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で女性に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備ができていない」を選択した割合（％） | 59.8        | ↓   |

#### (2) 子ども

| 指標項目                                                                        | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で子どもに関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「子ども同士のいじめ」を選択した割合（％） | 51.8        | ↓   |

#### (3) 高齢者

| 指標項目                                                                                     | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で高齢者に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」を選択した割合（％） | 44.1        | ↓   |

#### (4) 障がい者

| 指標項目                                                                                      | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で障がい者に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「障がいのある人に対する人々の理解が十分でない」を選択した割合（％） | 59. 2       | ↓   |

#### (5) 同和問題

| 指標項目                                                                           | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で同和問題に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「差別的な言動やうわさ話」を選択した割合（％） | 26. 0       | ↓   |

#### (6) 在日外国人

| 指標項目                                                                                                          | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で在日外国人に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「外国の生活習慣や文化等の違いへの理解不足により、地域社会の受け入れが十分でないこと」を選択した割合（％） | 33. 6       | ↓   |

#### (7) 犯罪被害者とその家族

| 指標項目                                                                                          | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で犯罪被害者に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなることを」を選択した割合（％） | 53. 3       | ↓   |

#### (8) インターネット等による人権侵害

| 指標項目                                                                                             | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問でインターネットに関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」を選択した割合（％） | 44. 1       | ↓   |

#### (9) L G B T などの性的少数者

| 指標項目                                                                                              | 平成 30 年調査結果 | 目 標 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|
| 平成 30 年市民意識調査による設問で LGBT など性的少数者に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を選択した割合（％） | 32. 0       | ↓   |
| 平成 30 年市民意識調査による設問で LGBT など性的少数者に関する人権問題について、現時点で特に問題があると思われるもので「差別的な言動をされること」を選択した割合（％）          | 32. 0       | ↓   |





## 資料編

### 1 生駒市人権施策審議会委員名簿

| 役 職       | 氏 名       |
|-----------|-----------|
| 団 体 推 薦   | 石 川 千 明   |
| 学 識 経 験 者 | 石 倉 康 次   |
| 公 募 市 民   | 芝 下 美 佐 子 |
| 学 識 経 験 者 | 渋谷 真 樹    |
| 学 識 経 験 者 | ◎ 丹 羽 徹   |
| 団 体 推 薦   | 安 田 ま ゆ み |
| 公 募 市 民   | 山 口 雅 久   |
| 学 識 経 験 者 | ○ 山 崎 靖 子 |
| 団 体 推 薦   | 山 田 正 弘   |

◎＝会長○＝副会長（敬称略・50音順）

## 2 用語解説

### あ行

#### 〔1〕アイヌの人々

日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族のことです。

#### 〔2〕生駒市人権擁護に関する条例

人権意識の高揚を図り、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的に、市と市民の責務及び啓発活動の充実などを規定しています。（1994（平成6）年12月施行）

#### 〔3〕生駒市人権教育推進協議会

憲法に定められた基本的人権を確立し、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される地域社会づくりのために、人権教育を研究推進することを目的として、市内各種団体や個人によって組織された協議会のことです。

#### 〔4〕HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

HIV＝AIDS（後天性免疫不全症）ではありません。感染者の血液や精液、膣分泌液などに含まれていますが、感染力が弱いため、日常生活（握手・入浴・缶などの回し飲みなど）では感染しません。正しい知識をもって予防対策をとることで、感染のリスクを減らすことができます。現在、体の中にあるHIVを完全に取り除くことはできませんが、医療の進歩によってさまざまな治療薬が開発されたおかげで、体内にいるHIVの増殖をおさえ、免疫力を維持することが可能になっています。

#### 〔5〕えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとにさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるといった悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

#### 〔6〕NPO

「Non-Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男女共同参画など多様な分野における自主的な社会活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいいます。

### か行

#### 〔7〕学校創造推進事業

校長のリーダーシップに基づいて「特色ある」「信頼される」「開かれた」教育活動や学

校づくりをさらに充実発展させるための本市独自の財政的支援事業で、地域のその道の達人をゲスト・ティーチャーとして総合的な学習の時間等のさまざまな活動に招いたり、保護者の授業参画や教育活動の支援等の機会を増やしたり、他校の子どもたちとの交流を活性化したりするなどの活動を通して、学校の特色ある教育活動を推進することを目的としています。

## 〔8〕 基本的人権

「人が生まれながらに持っている人間としての権利」で、人間が「かけがえのない個人として尊重され、平等にあつかわれ、自らの意思に従って自由に生きる」ために必要不可欠な権利。

## 〔9〕 教育相談

児童生徒等の教育上の諸問題の解決のために、教員やその他の指導者が本人、親及びその関係者などに話し合いやその他の方法により、指導や助言を与えていくことです。

## 〔10〕 グローバル化

政治・経済、文化な、さまざまな側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われることです。

## 〔11〕 権利擁護

自己の権利を表明するが困難な、寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、知的・精神障がい者などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援することです。

## 〔12〕 国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に締結しています。

## さ行

## 〔13〕 差別をなくす強調月間

1969（昭和44）年7月に旧同和対策事業特別措置法が施行されたことにちなんで定められたもので、奈良県や各市町村でさまざまな取組が行われる。本市でもこの差別をなくす強調月間に、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、市民集会や、こどもじんけん映画会、街頭啓発、人権問題啓発パネル展などの取組を行っています。

## 〔14〕 児童憲章

1951（昭和26）年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日

本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範が定められています。

#### 〔15〕 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、1994（平成6）年4月に批准しています。

#### 〔16〕 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。（2016（平成28）年4月施行）

#### 〔17〕 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。（2015（平成27）年9月施行）

#### 〔18〕 人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」2011（平成23）年4月1日閣議決定（変更）第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

#### 〔19〕 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんが

み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした法律です。（2000（平成 12）年 12 月施行）

## 〔20〕人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002（平成 14）年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画です。

## 〔21〕「人権教育推進プラン」の基本的視点

人権教育を進める基本的視点（人権が尊重される学校文化の具体像）として①一人ひとりの可能性を伸ばすことから、それぞれをかけがえのない存在として大切にする。②一人ひとりのちがいを豊かさとしてとらえることから、それぞれの多様性を大切にする。③一人ひとりのつながりを大切にすることから、人と人との豊かな関係づくりをめざすこと。

## 〔22〕スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者です。

## 〔23〕成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度です。財産管理や介護保険サービスの契約、入院・入所手続きなどが困難な方をサポートします。

## た行

## 〔24〕男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念に則り、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。（1999（平成 11）年 6 月施行）

## 〔25〕適応指導教室

心理的な理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもと、相談や助言、指導などを行い、児童生徒の学校復帰を図ることを目的とした施設をいいます。

## 〔26〕ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な間柄にある、またはあった男女間において、男性から女性に加えられる暴力の意味で使われる。暴力には、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、人とのつき合いを制限する社会的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を独占して渡さないなどの経済的暴力がある。

### な行

## 〔27〕二次的被害

犯罪等に遭ったことによる精神的・経済的な打撃、捜査や裁判の過程における精神的・時間的な負担、周囲の人々の無責任なうわさ話、マスコミの行き過ぎた取材や報道によるプライバシー侵害、家庭や友人などの人間関係の悪化に伴う転職や転居ストレスや不安感などによる被害などが挙げられます。

### は行

## 〔28〕ハラスメント（Harassment）

いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

## 〔29〕犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（2005（平成17）年4月施行）

## 〔30〕ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性的細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

## 〔31〕部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方

公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。（2016（平成 28）年 12 月施行）

### 〔32〕プロバイダー

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要がある、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダーです。

### 〔33〕ヘイトスピーチ

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称をいいます。

### 〔34〕本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。（2016（平成 28）年 6 月施行）

## や行

### 〔35〕ユニバーサルデザイン

障がいのある人・ない人、あるいは年齢などの区別がなく、だれもが使えるように配慮されたデザインのこと。ユニバーサル（普遍的）という言葉が示しているように、「だれにでも公平かつ自由に使用でき、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使える」ようなデザインの実現ということ。また、広く社会システムのことをいう場合もあります。

## ら行

### 〔36〕ライフステージ

人間の一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期（成人期）、老年期（高齢期）など、人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のことです。

### 3 関係法令等

#### 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

##### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

##### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

##### 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

##### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。



#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

## （目 的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## （定 義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## （基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期目）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成 25 年 6 月 26 日公布

平成 28 年 4 月 1 日施行

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（この政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

## ハ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

### （社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

#### （行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### （事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

#### （国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。



# 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

## （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

## 取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成 28 年 6 月 3 日公布・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### （基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

２ 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### （相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

２ 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### （教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

２ 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### （啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

２ 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

１ この法律は、公布の日から施行する。

### （不当な差別的言動に係る取組についての検討）

２ 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 生駒市人権擁護に関する条例

平成 6 年 12 月 26 日

条例第 39 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的推進するものとする。

## (市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、人権を侵害する行為をしないよう努めるものとする。

## (人権を確かめあう日)

第 4 条 人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権を確かめあう日を設ける。

2 人権を確かめあう日は、毎月 11 日とする。

## (啓発活動の充実)

第 5 条 市は、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実に努めるものとする。

## (人権施策審議会)

第 6 条 この条例の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会を置く。

2 生駒市人権施策審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## (委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 4 人権に関わる相談窓口一覧

《2019(平成31)年3月1日現在》

| 種 類                               | 内 容                                          | と ころ                                                                      | 担 当 者                   | 問 い 合 わ せ                                                        |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 人 権                               | 人権の侵害、差別問題などの相談                              | 市役所会議室                                                                    | 人権擁護委員                  | 人権施策課                                                            |
| 法 律                               | 法令知識で解決しなければならない問題の相談                        | 市民相談室                                                                     | 弁護士<br>奈良弁護士会所属         | 防災安全課                                                            |
| 行 政                               | 国、県、市などの行政に対する苦情や要望の相談                       | 市民相談室<br>南コミュニティセンター<br>北コミュニティセンター                                       | 行政相談委員                  | 防災安全課                                                            |
| 暴 力                               | 暴力団の嫌がらせや暴力の被害などの相談                          | 市民相談室                                                                     | 相談員<br>警察より派遣           | 防災安全課                                                            |
| 消費生活                              | 訪問販売の契約トラブルや多重債務の相談                          | 生駒セイセイビル 1 階<br>消費生活センター                                                  | 消費生活相談員                 | 消費生活センター<br>(TEL73-0550)                                         |
| 心配ごと                              | 日常生活上の心配ごとや悩みごとなどの相談                         | 生駒セイセイビル4階<br>社会福祉協議会                                                     | 民生・児童委員                 | 社会福祉協議会事務局<br>(TEL75-0234)                                       |
| 家庭児童<br>(虐待)                      | 18歳未満の児童の学校生活、心身障がい、非行などや、家庭での心配ごと、児童虐待などの相談 | こどもサポートセンターゆう                                                             | 家庭相談員                   | こどもサポートセンターゆう<br>(TEL73-1005)                                    |
| 子育て                               | 子育てや子どもの発育の相談、子育て情報の提供                       | こどもサポートセンターゆう                                                             | 家庭相談員                   | ゆう子育て相談ダイヤル<br>(TEL73-1003)                                      |
| 教 育<br>・<br>青 少 年<br>・<br>自 立 支 援 | いじめや不登校、発達障がいなど学校教育の相談や、青少年の悩みや問題の相談（要予約）    | 教育支援施設 1 階<br>教育相談室                                                       | 教育相談員など                 | 教育相談室<br>(TEL74-5571)                                            |
|                                   | 不登校・ニート・引きこもりなどの相談（要予約）                      | 教育支援施設 2 階                                                                | カウンセラー<br>臨床心理士         | ユースネットいこま<br>(TEL74-7100)                                        |
|                                   | 生活困窮者の生活や就労や、その他の自立の相談                       | 生駒セイセイビル4階<br>くらしとしごと支援センター                                               | 自立支援相談員                 | くらしとしごと支援センター フリーダイヤル<br>0120-883-132                            |
| 就 労                               | 児童扶養手当を受給しているひとり親が対象の就職相談（要予約）               | 市民相談室                                                                     | 専門の相談員                  | こども課                                                             |
|                                   | 障がいのある人の就労や働くことへの出張相談（要予約）                   |                                                                           | なら西和障害者就業・生活支援センターライク職員 | なら西和障害者就業・生活支援センターライク<br>(TEL0743-85-7702)                       |
| 女 性                               | 女性が抱えている問題や悩みの相談（面接は要予約）                     | 生駒セイセイビル 1 階<br>男女共同参画プラザ                                                 | 女性相談員                   | 男女共同参画プラザ<br>(TEL73-0556)                                        |
|                                   | 女性のための法律相談（面接）                               | 生駒セイセイビル 1 階<br>男女共同参画プラザ                                                 | 女性弁護士<br>奈良弁護士会所属       | 男女共同参画プラザ<br>(TEL73-0556)                                        |
| 認知症                               | 認知症の不安や心配ごとの電話相談                             | ①阪奈中央地域包括支援センター<br>②東生駒地域包括支援センター<br>③社会福祉協議会地域包括支援センター<br>④梅寿荘地域包括支援センター | 認知症地域支援推進員              | ①(TEL74-8665)<br>②(TEL75-0021)<br>③(TEL74-3341)<br>④(TEL75-3020) |
| 権利擁護                              | 高齢者、知的・精神障がい者のための法律相談（要予約）                   | 権利擁護支援センター福祉センター内                                                         | 弁護士<br>奈良弁護士会所属         | 権利擁護支援センター<br>(TEL73-0780)                                       |
|                                   | 高齢者、知的・精神障がい者のための成年後見制度の相談（要予約）              | 権利擁護支援センター福祉センター内                                                         | 司法書士<br>社会福祉士           | 権利擁護支援センター<br>(TEL73-0780)                                       |

●この表は、市民相談の人権に関する主な相談窓口をまとめたものです。

●相談時間など詳しいことについては、それぞれの相談窓口へお尋ねください。

生駒市人権施策に関する基本計画（第２次）

2019（平成 31）年 3 月

生駒市市民部人権施策課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

電 話 0743-74-1111

F A X 0743-74-9100

E-mail [jinkensesaku@city.ikoma.lg.jp](mailto:jinkensesaku@city.ikoma.lg.jp)